

別紙

# 第3次小城市男女共同参画プラン(案) さくらプラン

[答申]



～男女がともに認めあい、支えあい、  
希望あふれる小城市をめざして～

市長あいさつ

令和4年3月

小城市長 江里口 秀次

# - 目次 Contents -

## 第1章 プランの策定にあたって

- 1. プラン策定の趣旨 ..... 1
- 2. プラン策定の背景 ..... 2
- 3. これまでの取組・現状と課題 ..... 5

## 第2章 プラン策定の方針

- 1. プランの位置付け ..... 15
- 2. プランの構成 ..... 15
- 3. プランの期間 ..... 15
- 4. プランの名称 ..... 15
- 5. SDGs について ..... 16

## 第3章 プランの内容

- 1. プランの目標 ..... 17
- 2. プランの体系 ..... 18
- 3. 施策の展開のみかた ..... 19
- 4. 施策の展開 ..... 20
- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり ..... 20
  - 施策の方向（1） 男女共同参画の意識づくり
  - 施策の方向（2） 男女共同参画に関する教育・学習の推進
- 基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり ..... 28
  - 施策の方向（3） 家庭や地域における男女共同参画の推進
  - 施策の方向（4） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり ..... 34
  - 「小城市女性の活躍推進計画」
  - 施策の方向（5） 女性の活躍推進への意識改革
  - 施策の方向（6） 女性の活躍に向けた働きやすい環境づくり
  - 施策の方向（7） 庁内における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	・・・・・・・・43
施策の方向(8) 生涯を通じた心と身体健康づくりの推進	
施策の方向(9) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向(10) ハラスメント等の防止	
施策の方向(11) 地域防災における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり	・・・・・・・・51
「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」	
施策の方向(12) DVを許さない意識づくりの推進	
施策の方向(13) 安心して相談できる体制の整備	
施策の方向(14) 被害者支援の充実	
施策の方向(15) 関係機関の連携・協力	

## 第4章 プランの推進

1. プランの推進体制	・・・・・・・・61
2. 市民及び事業者等との連携と協働	・・・・・・・・61
3. 国・県等との連携	・・・・・・・・61
4. プランの進行管理	・・・・・・・・61

## 付属資料

1. 成果目標・数値目標一覧	・・・・・・・・62
2. 男女共同参画社会基本法	・・・・・・・・65
3. 小城市男女共同参画審議会設置条例	・・・・・・・・70
4. 小城市男女共同参画審議会 委員名簿	・・・・・・・・71
5. 第3次小城市男女共同参画プラン 策定経過	・・・・・・・・72
6. 男女共同参画の推進のあゆみ(年表)	・・・・・・・・73
7. 用語解説	・・・・・・・・78

## 第1章 プランの策定にあたって

### 1. プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法第2条第1号において、「男女共同参画社会の形成」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を形成すること」と定義されています。

また、同法の前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」とされています。

小城市においては、平成19年に、「第1次小城市男女共同参画プラン」(以下「第1次プラン」という。)を策定しました。平成29年には、「第2次小城市男女共同参画プラン」(以下「第2次プラン」という。)を策定し、5つの基本目標ごとに成果目標と施策の方向を定めました。また、施策の達成状況を明確にするため、数値目標を設けて男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施してきました。

このことにより、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する意識への理解は進んできました。しかし、ライフスタイルや世帯構造の変化など取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、様々な社会制度や慣行においては、依然として男女間の格差などが根強く残っています。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、今後も更なる取組を推進するため「第3次小城市男女共同参画プラン」(以下「第3次プラン」という。)を策定します。

## 2. プラン策定の背景

### (1)世界・国・佐賀県・小城市の動き

#### ①世界の動き

年	世界の動き
2017年 (平成29年)	<p>ベトナム・フエにて「APEC 女性と経済フォーラム 2017」が開催。テーマ「変わりゆく世界における女性の包摂及び経済的エンパワーメントの強化」。</p> <p>イタリア・タオルミーナにて「G7 男女共同参画担当大臣会合 2017」が初めて開催。国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍等について意見交換を実施。</p>
2018年 (平成30年)	<p>国連本部(ニューヨーク)にて「第62回国連婦人の地位委員会」が開催。優先テーマ「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」。</p> <p>パプアニューギニア・ポートモレスビーにて「APCE 女性と経済フォーラム 2018」を開催。テーマ「デジタル時代に女性と少女が前進する機会をつかむために」。</p>
2019年 (平成31年/令和元年)	<p>東京で「第5回国際女性会議 WAW!/W20」が開催。8か国の外務大臣をはじめ、世界各国から約3,000人が参加。総理からは、女性活躍推進のための取組と成果を報告。</p> <p>G20 大阪サミットにおいては、女子教育を含む女性のエンパワーメントに関し、取り組む決意を表明。</p> <p>国連本部(ニューヨーク)で「第63回国連婦人の地位委員会」が開催。優先テーマ「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」。</p> <p>チリ・ラ・セレナにて「APC 女性と経済フォーラム 2019」が開催。テーマ「経済への女性の包摂の推進」。</p>

②国の動き

年	国の動き
2017 年 (平成 29 年)	<p>「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」が施行。</p> <p>政府は「働き方改革実行計画」を決定。</p> <p>政府は「女性活躍加速のための重点方針 2017」を策定。</p> <p>政府は待機児童解消をめざす「子育て安心プラン」を公表。</p> <p>刑法の一部改正法が施行され、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等の実施。</p> <p>国家公務員の旧姓使用が拡大。</p> <p>「改正育児・介護休業法」が施行。</p>
2018 年 (平成 30 年)	<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行。また、男女共同参画会議において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」を決定。</p> <p>政府は「女性活躍加速のための重点方針 2018」を策定。</p>
2019 年 (平成 31 年/令和元年)	<p>「働き方改革関連法」が施行。</p> <p>元号が「平成」から「令和」へ改元。</p> <p>「女性活躍推進法」において、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする法律が成立。</p>
2020 年 (令和 2 年)	<p>「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定。</p>

③佐賀県の動き

年	佐賀県の動き
2017 年 (平成 29 年)	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、「パール・ライトアップ」実施。</p>
2019 年 (平成 31 年/令和元年)	<p>「第 4 次佐賀県 DV 防止・被害者支援基本計画」を策定。</p> <p>「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査(3,000 人)」を実施。</p>
2021 年 (令和3年)	<p>「第 5 次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定。</p>



④小城市の動き

年	小城市の動き
2017 年 (平成 29 年)	「第2次プラン」を策定。 毎年、年次ごとの事業実施進捗の確認、公表。
2018 年 (平成 30 年)	「男女共同参画及び女性の活躍推進に関する事業所アンケート(従業員数概ね 10 人以上の市内事業所)」を実施。
2021 年 (令和 3 年)	「男女共同参画に関する市民意識調査(2,000 人)」を実施。 「男女共同参画に関する中学生意識調査(中学 2 年生)」を実施。
2022 年 (令和 4 年)	「第 3 次プラン」を策定。

第2次プラン策定以降の世界や国、佐賀県、小城市における男女共同参画を推進する取組や関連法の施行等の社会情勢を考慮し、第3次プランを策定します。

### 3. これまでの取組・現状と課題

#### (1) これまでの取組

小城市では、平成17年7月に、市役所内の推進体制として市長を本部長とし、副市長・教育長及び部長級で構成する「小城市男女共同参画推進本部」を設置し、同年10月には、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める「市町村男女共同参画計画」を策定するにあたり「小城市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置しました。

平成19年3月に、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする「第1次プラン」を策定し、3つの政策と20の施策により男女共同参画に関する取組を推進してきました。

平成23年には、平成24年度から平成28年度までを計画期間として後期重点項目と目標値の設定を行いました。

また、平成26年3月には、平成26年度から平成28年度までを計画期間とする「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、庁内関係部署、関係機関と連携を図りながら、総合的にDV対策を推進してきました。

平成27年に「小城市男女共同参画審議会」を設置し、平成29年3月には、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「第2次プラン」を策定しました。第2次プランは、「小城市女性の活躍推進計画」と「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を計画内に位置づけ、5つの基本目標及び計画推進のための指標を設定し、令和3年度までの目標値を定め、目標達成に向けて取組を推進してきました。

男女共同参画についての研修会の開催や、市民・市内事業所・市職員に対する意識啓発を行うとともに、仕事と生活の調和が実現できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

(2)市の現状

①社会情勢の変化

ア 人口構成

令和2年国勢調査第1次基本集計結果によると、小城市の人口は5年前の平成27年調査44,259人から307人(減少率0.69%)減少して43,952人になっています。15年前の平成17年調査45,851人からは1,899人(減少率4.14%)減少しています。

同じく令和2年国勢調査の性別割合では、女性約52.74%、男性約47.26%で、平成17年以降の性別割合から大きな変更はなく、女性の割合が高くなっています。

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	比較 (H27-R2)
総人口	45,851人	45,133人	44,259人	43,952人	△307人
女性	24,225人	23,952人	23,436人	23,180人	△256人
男性	21,626人	21,181人	20,823人	20,772人	△51人

(資料:国勢調査)

イ 家族構成

令和2年国勢調査第1次基本集計結果によると、小城市の世帯数<一般世帯>は平成27年調査14,731世帯から15,862世帯に増加しています。しかし、世帯<一般世帯>当たり人員は、2.96人から2.72人に、3世代世帯数も2,232世帯(世帯総数の15.15%)から1,676世帯(同10.57%)に減少しています。一人暮らし高齢者世帯は、増加して1,258世帯(同8.54%)から1,636世帯(同10.31%)となっています。夫婦のみの世帯は、2,921世帯(同19.83%)から3,282世帯(同20.69%)と増加しており、夫婦と子どもからなる世帯は、4,628世帯(同31.42%)から4,813世帯(同30.34%)と減少しています。夫婦と子どもからなる世帯で18歳未満の子どもがいる世帯では、2,566世帯(同17.42%)から2,693世帯(同16.98%)と世帯数は増加していますが、世帯総数に占める割合は減少しています。18歳未満の子どもがいるひとり親世帯(核家族)については、371世帯(同2.52%)から354世帯(同2.23%)と世帯数は減少しています。

このことから小城市においても、少子・高齢化により家族構成が変化していることが見受けられます。

## 第1章 プランの策定にあたって

	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	比較 (H27-R2)
世帯数<一般世帯>	14,276 世帯	14,731 世帯	15,862 世帯	1,131 世帯
世帯<一般世帯>当たり人員	3.11 人	2.96 人	2.72 人	△0.24 人
3 世代世帯数	2,291 世帯	2,232 世帯	1,676 世帯	△556 世帯
一人暮らし高齢者世帯	1,061 世帯	1,258 世帯	1,636 世帯	378 世帯
夫婦のみの世帯	2,645 世帯	2,921 世帯	3,282 世帯	361 世帯
夫婦と子どもからなる世帯	4,709 世帯	4,628 世帯	4,813 世帯	185 世帯
18 歳未満の子どもがいる夫婦と 子どもからなる世帯	2,636 世帯	2,566 世帯	2,693 世帯	127 世帯
18 歳未満の子どもがいるひとり 親世帯(核家族)	373 世帯	371 世帯	354 世帯	△17 世帯

(資料:国勢調査)

### ウ 就業構造

平成 27 年国勢調査第 2 次基本集計結果によると、小城市では 25 歳～54 歳の男性の労働力人口は、平成 22 年調査の 7,606 人(総労働力人口の 32.30%)から 7,247 人(同 31.09%)と減少しており、女性の労働力人口も 6,680 人(同 28.37%)から 6,590 人(同 28.27%)と減少しています。

男女の高齢者の労働力人口は、2,218 人(同 9.42%)から 2,799 人(同 12.01%)と増加しています。

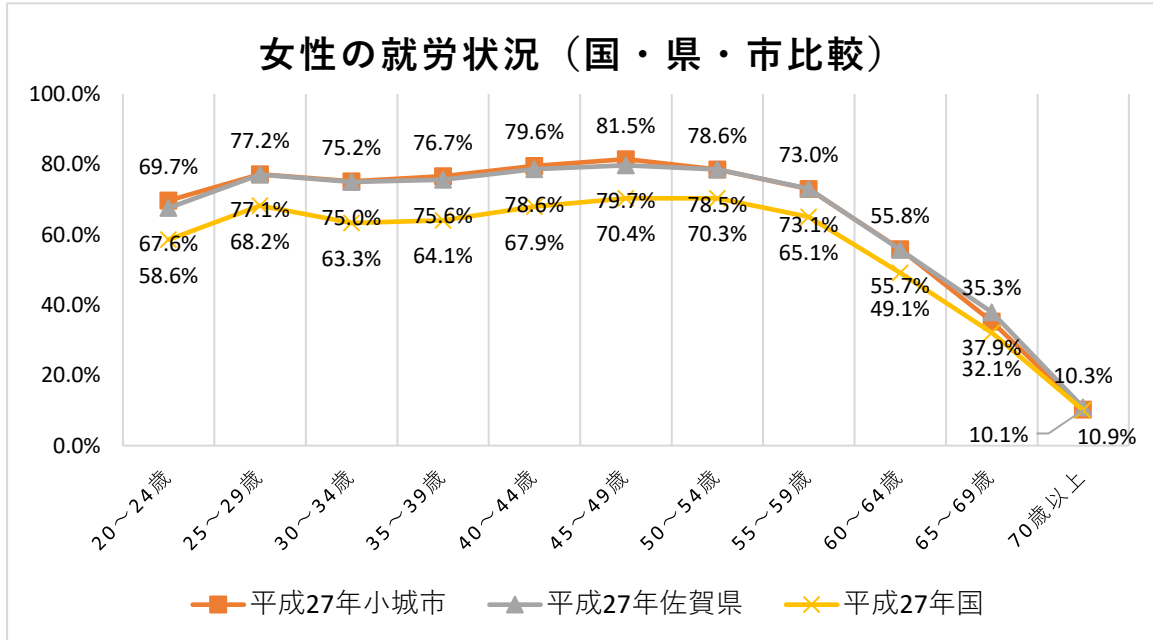
25 歳～54 歳の女性の就業者総数は、平成 22 年調査の 6,440 人(就業者総数の 47.37%)から 6,330 人(同 47.85%)と人数は減少しているものの、割合は増加しており、就労者の半数近くが女性ということになります。

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	比較 (H22-H27)
労働力人口(25 歳～54 歳・男性)	8,320 人	7,606 人	7,247 人	△359 人
〃 (25 歳～54 歳・女性)	6,817 人	6,680 人	6,590 人	△90 人
〃 (高齢者)	2,168 人	2,218 人	2,799 人	581 人
就業者総数(女性)	6,490 人	6,440 人	6,330 人	△110 人

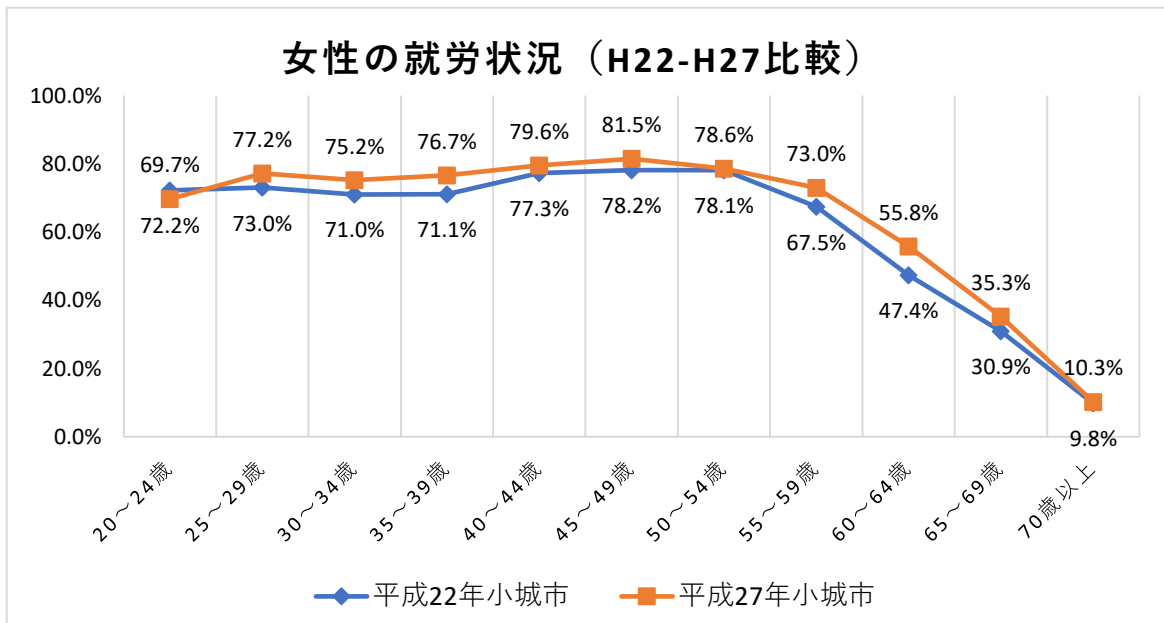
(資料:国勢調査)

## 第1章 プランの策定にあたって

女性の就労状況で、国の統計で表れているような出産・育児期にあたる30歳代に一時的にくぼみ(一時的な就労率の低下)、その後、子育てが一段落する40歳代にかけて就労率が持ち直すいわゆる「M字カーブ」は、国と比較すると小城市では非常に緩やかになっています。小城市の平成22年から平成27年への推移においては、25歳以上では全体的に女性の就労率が高くなっている一方で、20代前半の女性の就労率は下がっています。



(資料:国勢調査)



(資料:国勢調査)

②男女共同参画に関する意識調査

第 3 次プランの策定にあたり、小城市における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とするために「男女共同参画に関する市民意識調査」と「男女共同参画に関する中生意識調査」を実施しました。

【調査概要】

	市民意識調査	中生意識調査
調査方法	調査票による郵送調査	学校での配布回収
調査時期	令和3年2月	令和3年2月
調査対象	小城市内に居住する 満 19 歳以上の市民	小城市内の中学校に通学する 中学2年生
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	悉皆調査
調査対象者数	2,000 人	396 人
有効回答数	733 人	365 人
有効回答率	36.65%	92.17%

集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が 100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は、小数第 2 位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると 100%を超える場合があります。
- 図表の「H22」は平成 22 年度、「H27」は平成 27 年度、「R2」は令和 2 年度を表しています。

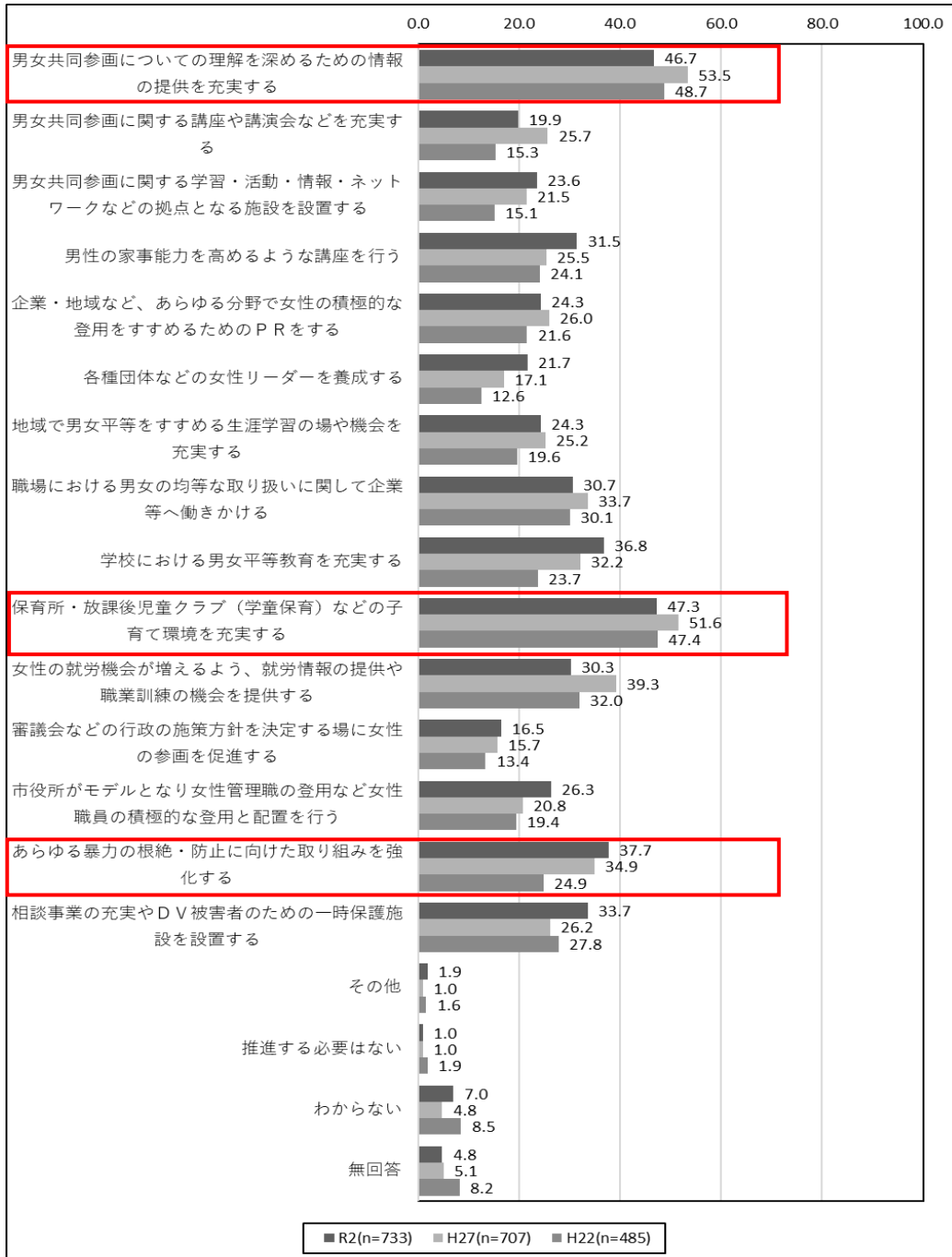
調査結果については、基本事業ごとに【男女共同参画意識調査結果】として掲載しています。

# 第1章 ブランの策定にあたって

## ア 男女共同参画社会の推進につながる取組について

男女共同参画社会の推進につながる取組については、「保育所・放課後児童クラブ(学童保育)などの子育て環境を充実する」と答えた市民の割合が47.3%で最も高く、次いで「男女共同参画についての理解を深めるための情報の提供を充実する」46.7%、「あらゆる暴力の根絶・防止に向けた取り組みを強化する」37.7%となっています。

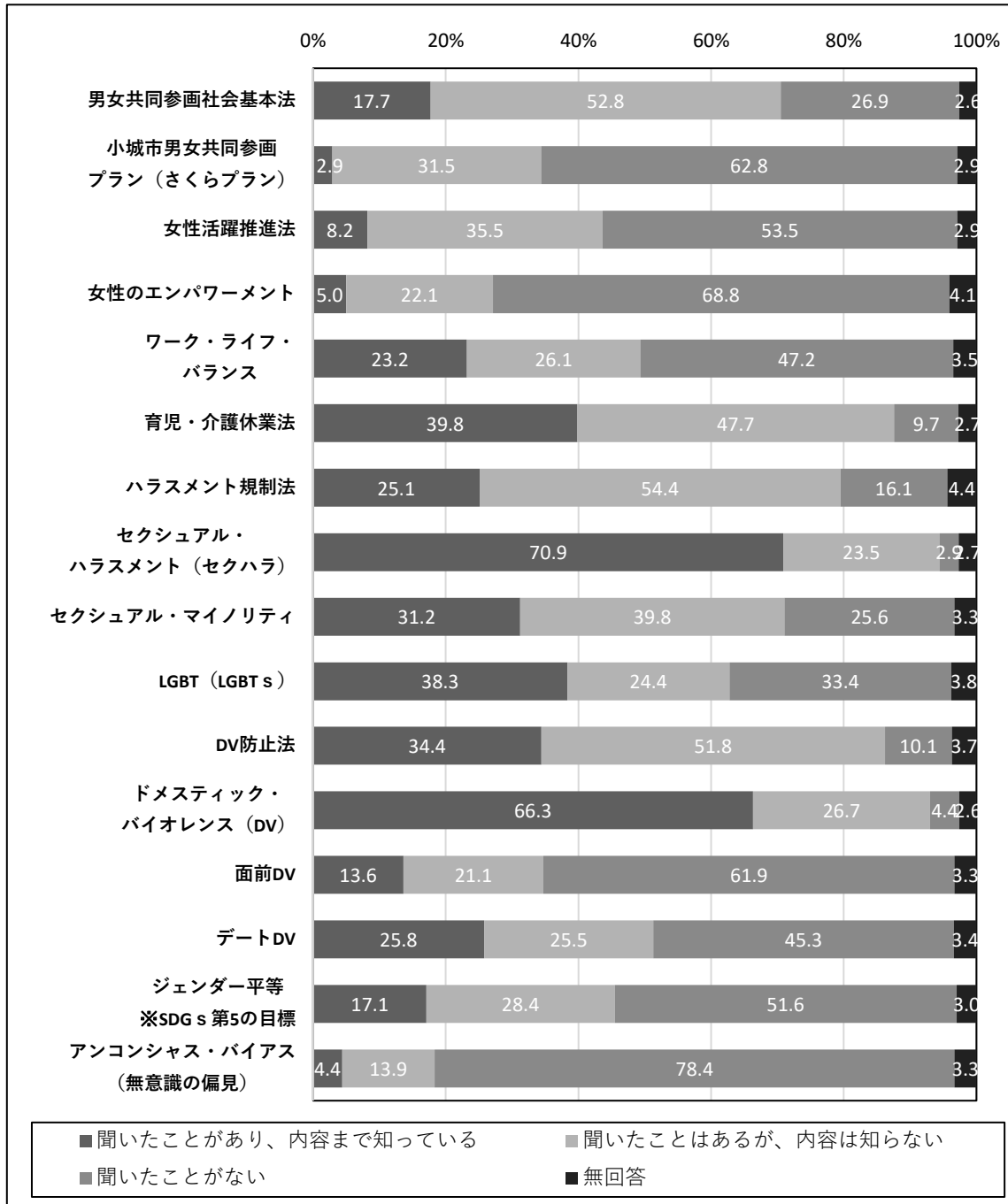
### ○過去調査比較(市民)



イ 男女共同参画に関連する用語の認知度について

男女共同参画に関連する用語の認知度については、市民・中学生ともに「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といった近年マス・メディアなどでも頻繁に見聞きするようになった言葉以外の用語については認知度が低くなっています。

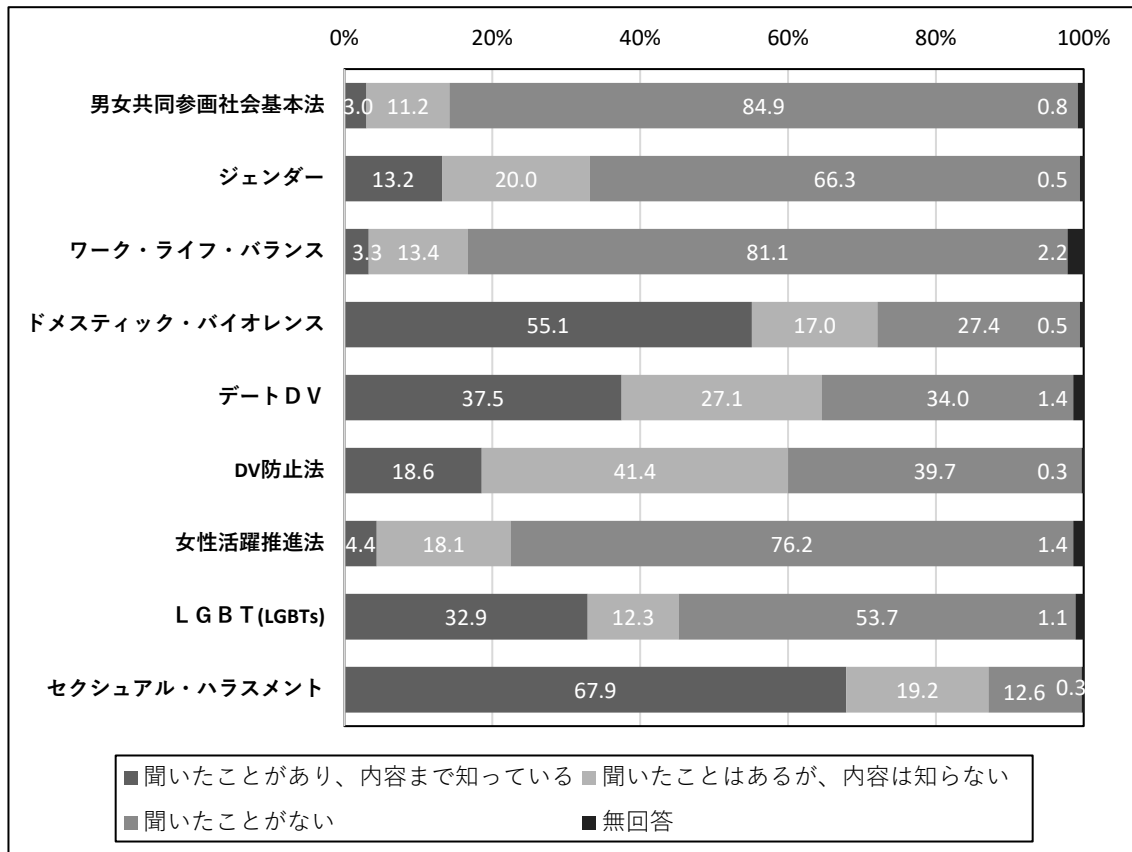
○市民





# 第1章 プランの策定にあたって

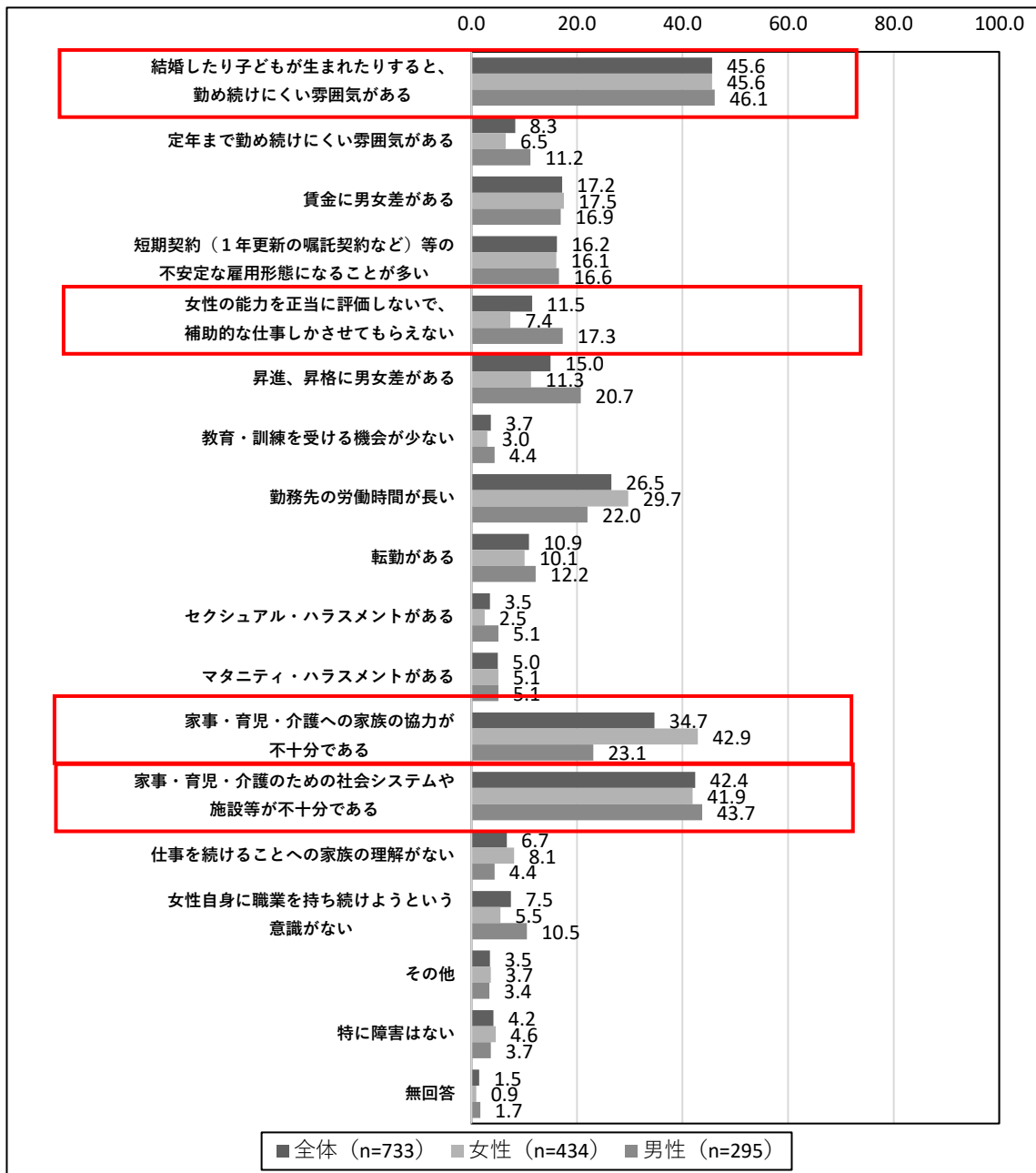
## ○中学生



ウ 女性の仕事継続の課題について

女性が仕事を続けていくうえで特に障害になっていることについては、「結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある」と答えた市民の割合が45.6%で最も高く、次いで「家事・育児・介護のための社会システムや施設等が不十分である」42.4%となっています。性別比較で見ると、「家事・育児・介護への家族の協力が不十分である」と回答した割合は、女性(42.9%)が男性(23.1%)より19.8%高くなっています。一方、「女性の能力を正当に評価しないで、補助的な仕事しかさせてもらえない」と回答した割合は、男性(17.3%)が女性(7.4%)より9.9%高くなっています。

○市民



### (3)第3次小城市男女共同参画プラン策定にあたっての課題

第2次プランでは、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を目標に、小城市における男女共同参画社会の形成を目指し、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「男女が共に参画する社会づくり」「仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」「誰もが安心して暮らせる社会づくり」「配偶者等に対する暴力のない社会づくり」の5つの基本目標、13の施策の方向、23の基本事業を定め、69の事業について取組を進めてきました。

令和2年度に男女共同参画に関する市民意識調査と中生意識調査を実施し、その結果を平成27年度調査及び平成22年度調査と比較することから第2次プランの事業進捗と実態を把握し、第3次プラン策定に向けた課題整理を行いました。

固定的性別役割分担意識に反対する市民の割合は、第2次プラン策定時より高くなり、男女共同参画への認識や理解は進んできました。しかし、男性の家事参画が進まない現実や、女性の仕事の継続とキャリア形成の課題もあるため、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続していく必要があります。

第3次プランの策定にあたっては、第2次プランを継承して継続的な取組となる男女共同参画に関する啓発・理解促進や、家庭・教育・地域・職場など様々な場における男女共同参画の推進、女性の活躍推進とDVの防止と被害者支援などは一層進めていく必要があります。また、女性をはじめあらゆる人が安心して暮らせるための支援や、ともに支えあい、一人一人の多様性を尊重できる社会、そして、仕事と家庭の調和が実現できる具体的な環境づくりに向けた取組も必要です。

本市の様々な事業の実施にあたっては、社会のニーズを的確に把握することに加え、男女共同参画の視点を忘れないことが非常に重要なポイントとなりますので、全庁的な男女共同参画の取組を推進していきます。

また、国際的な社会情勢として令和12(2030)年までの「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)、今後本格化する人口減少社会における働き方や暮らし方の変革、近年世界中で拡大する新型コロナウイルス感染症と「新たな日常」への対応、国内で頻発する大規模災害などの非常時を予想した災害対応などを考慮しながら、男女共同参画の実現に向けた取組を行っていく必要があります。

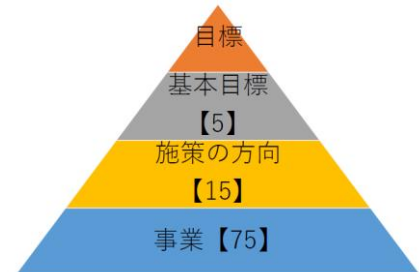
# 第2章 プラン策定の方針

## 1. プランの位置付け

- (1)本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置付け、国・県の男女共同参画基本計画を勘案して策定するものです。
- (2)本プランは、本市の長期計画である「第2次小城市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、具体的な取組の方向性を示すものです。
- (3)本プランの「基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4)本プランの「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

## 2. プランの構成

本プランは、男女共同参画社会の実現に向け、本市が目指す「目標」、5つの「基本目標」、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って推進する具体的な「事業」で構成しています。



## 3. プランの期間

本プランの期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5か年とします。

## 4. プランの名称

平成19年に策定した第1次プランは、名称を公募して「さくらプラン」と名付けられ、平成29年度からの第2次プランの名称も「さくらプラン」としています。第3次プランの名称も継承し「さくらプラン」とします。

桜(さくら)は市の木、花として制定され市民に親しまれており、小城市の男女共同参画が、淡いピンク色の花から、複数の美しい見をつける実桜(さくらんぼ)のように実りある計画となるようにとの願いが込められています。

5. SDGs について





「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。小城市においても、SDGsの理念や関連性を意識しながら、各施策に取り組むこととしています。



引用：国連広報センター

なお、本プランに掲げる施策と関連する SDGsの目標は次のとおりです。

	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを行う</p>
	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典：外務省(仮訳)

## 第3章 プランの内容

### 1. プランの目標

～ 男女がともに認めあい、支えあい、  
希望あふれる小城市をめざして ～

性別にかかわらず、誰もがその能力を発揮し、個性に応じた生き方ができるよう、それぞれの立場を理解し、認め合い、支えあい、活力ある持続可能な地域社会づくりが求められています。

そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場面でコミュニケーションを図りながら、互いが協働して男女共同参画社会の実現に取り組むことが必要です。

第3次プランは、男女共同参画社会の実現に向け、市民の誰もが人権と男女共同参画についての理解を深めることができるよう、これまでの小城市男女共同参画プランの考え方を継承し「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市」を目標とします。

2. プランの体系

目標	基本目標	施策の方向
男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1)男女共同参画の意識づくり
		(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進
	II 男女が共に参画する社会づくり	(3)家庭や地域における男女共同参画の推進
		(4)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
	III 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり 【小城市女性の活躍推進計画】	(5)女性の活躍推進への意識改革
		(6)女性の活躍に向けた働きやすい環境づくり
		(7)庁内における男女共同参画の推進
	IV 誰もが安心して暮らせる社会づくり	(8)生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進
		(9)生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる環境づくり
		(10)ハラスメント等の防止
		(11)地域防災における男女共同参画の推進
	V 配偶者等に対する暴力のない社会づくり 【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】	(12)DVを許さない意識づくりの推進
		(13)安心して相談できる体制の整備
		(14)被害者支援の充実
		(15)関係機関の連携・協力





## 4. 施策の展開

### 基本目標 I

### 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育、CSO 活動との連携を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めます。

#### 【成果目標】

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方」(固定的性別役割分担意識)について「反対(反対+どちらかといえれば反対)」と答えた市民の割合 ※総合計画市民アンケートより	70.1%	72.5%
「家庭生活の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合	26.3%	35.0%
「地域や社会活動の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合	40.0%	45.0%
「社会全体における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合★	15.1%	30.0%

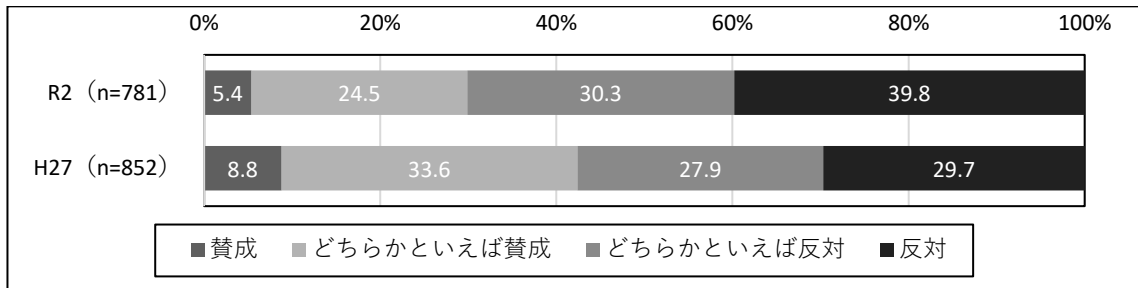
【男女共同参画意識調査結果】

(1) 固定的性別役割分担意識について

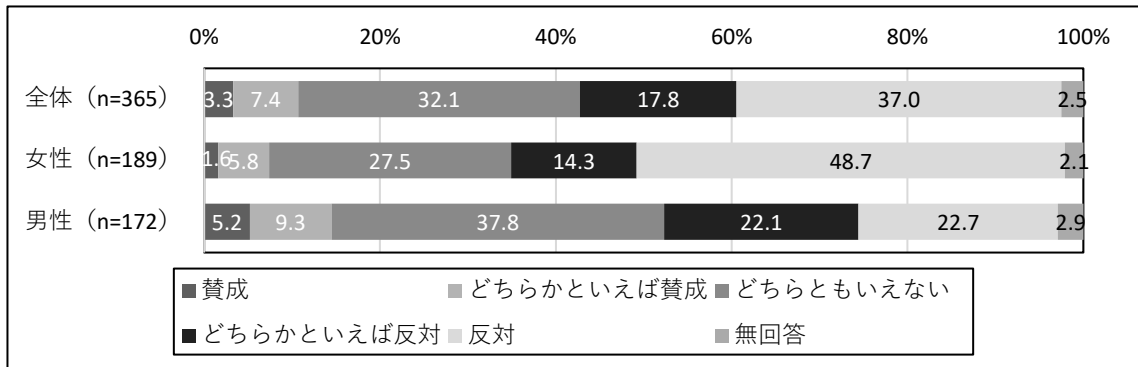
市民の過去の調査との比較では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識については、『反対』(「反対」+「どちらかといえば反対」と答えた割合が70.1%と、5年前の57.6%から12.5%高くなっています。

また、中学生を性別で見ると、『反対』と答えた女性の割合は63.0%で、男性の割合は44.8%となっています。

○過去調査比較(市民)[R2実績(R3実施)・H27実績(H28実施)総合計画市民アンケート]



○中学生

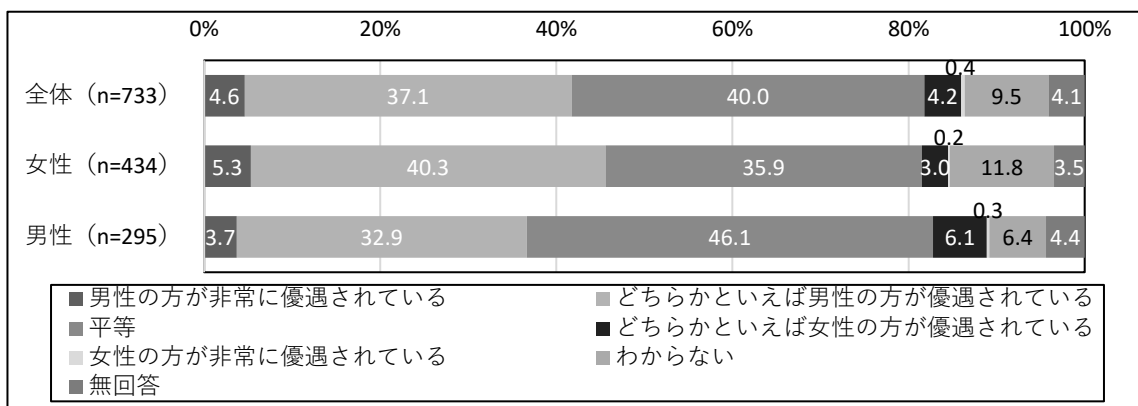


(2) 男女平等意識について

① 地域や社会活動の場における男女の平等感について

地域や社会活動の場における男女の平等感については、「平等」と答えた女性の割合は35.9%、男性の割合は46.1%と、男性と女性の平等感の割合に約10%の差があります。

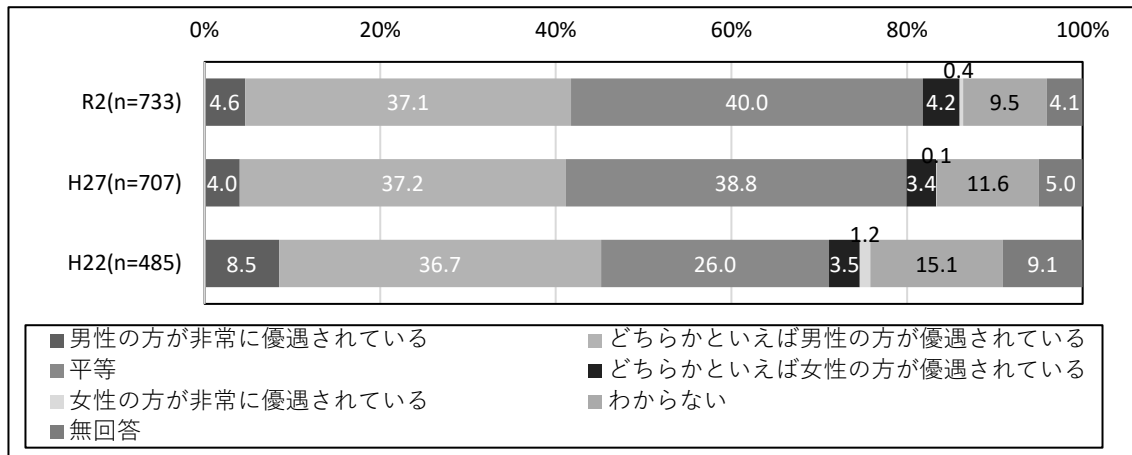
○市民



### 第3章 プランの内容(基本目標1)

過去の調査との比較では、「平等」と答えた市民の割合が徐々に高くなってきています。

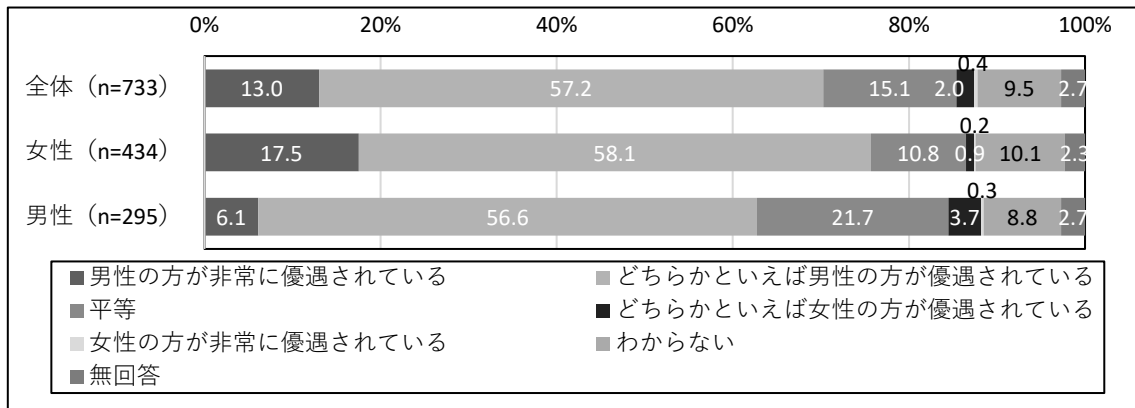
#### ○過去調査比較(市民)



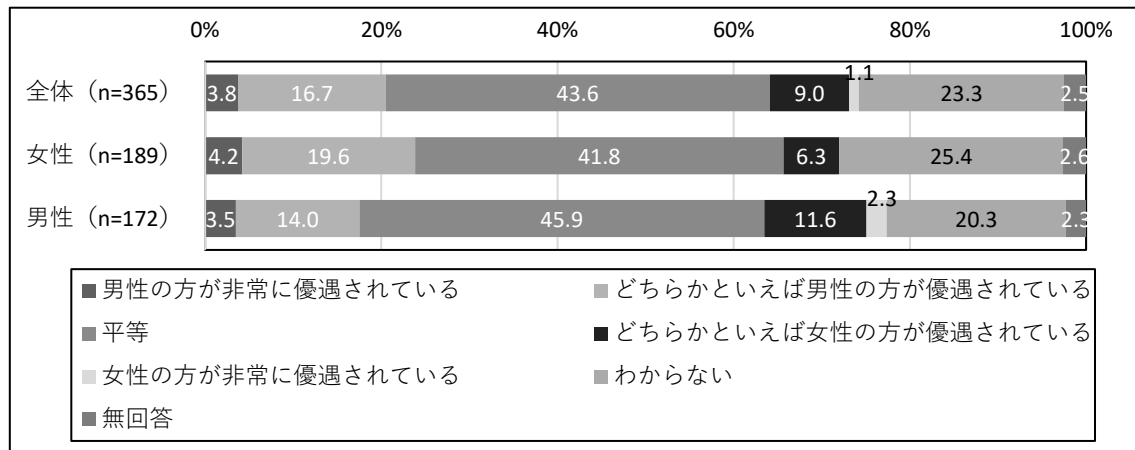
#### ②社会全体における男女の地位の平等感について

社会全体における男女の地位の平等感については、「平等」と答えた市民の割合は 15.1%で、中学生の割合は、43.6%が「平等」と答えており、市民と中学生の平等感の割合に 28.5%の大きな差があります。

#### ○市民



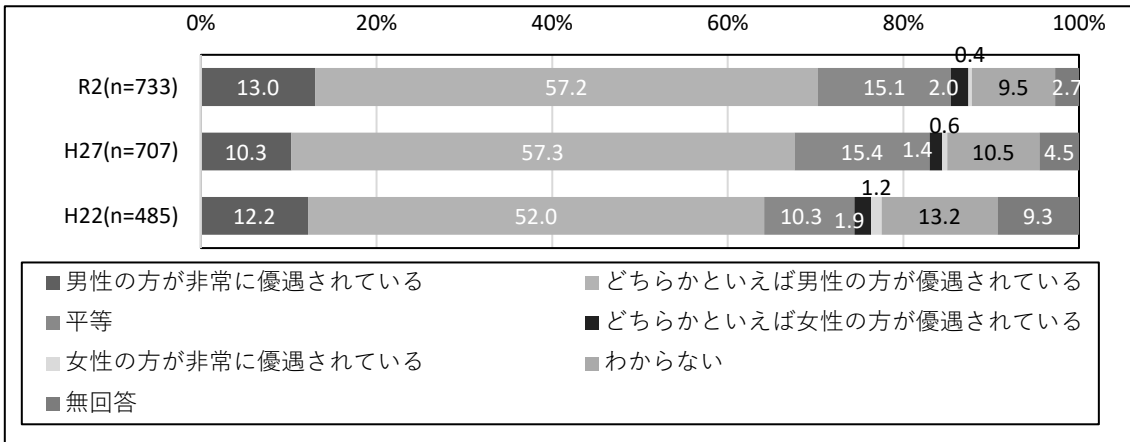
#### ○中学生



### 第3章 プランの内容(基本目標1)

過去の調査との比較では、『男性の方が優遇されている』(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と答えた市民の割合が少しずつ高くなってきています。

#### ○過去調査比較(市民)



## 施策の方向(1) 男女共同参画の意識づくり

### 【現状と課題】

市民の意識や行動、社会制度・慣行等の中には、性別による偏りや、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という男女の役割に対する固定的な考え方(固定的性別役割分担意識)が現在でも根強く見られ、様々な場面で、女性が男性に比べ不利な状況にあることが指摘されています。

毎年実施している「総合計画市民アンケート」によると、固定的性別役割分担意識についての過去の調査との比較では、『反対』と考えている人の割合が徐々に高くなってきています。

また、令和2年度「市民意識調査」によると、「家庭生活」「就職・採用」「職場」「地域や社会活動の場」「慣習・しきたり」「社会全体」といった様々な場における男女の平等感については、一部では「平等」と答えた市民の割合は高くなっていますが、いまだに多くの項目で「男性優遇」と答えた市民の割合が高い状況です。

自らの個性と能力によって生き方を選択し、対等な立場でお互いを尊重しあえる社会にするためには、市民一人一人が、固定的性別役割分担意識や固定観念を解消するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が男女どちらかに不利に働かないよう男女平等の意識づくりが必要です。

一人一人がこのような意識を持ち、家庭や職場での男女双方の意識改革を進め、できるところから行動していくことが大切であり、そのための様々な男女共同参画に関する情報発信を行うなど、積極的な啓発活動への更なる取組が必要です。

### 【施策の取組】

誰もがお互いを「認めあい」、「尊重しあい」、「支えあう」男女平等の社会を築いていくため、様々な機会において、男女平等に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

また、各種団体等が行う男女共同参画を推進する活動に対し、支援や情報提供を行うことで、団体のスキルアップを図り、連携・協働による男女共同参画の意識啓発を行います。

### 第3章 プランの内容(基本目標1)

#### 【事業・担当課】

No.	事業	担当課
1	男女共同参画を推進するための研修会等を開催し、意識啓発を行う。 【数値目標】男女共同参画に関する研修会等の啓発回実施回数☆ (R2)1回⇒(R8)2回	企画政策課
2	市報やホームページ等を活用し、人権(男女共同参画)に関する情報を提供する。	企画政策課 人権・同和对策室
3	男女共同参画に関する図書等を収集し、特設コーナー等を設置し情報を提供する。 【数値目標】男女共同参画関連図書等の特設コーナー設置回数☆ (R2)1回⇒(R8)2回	文化課
4	男女共同参画の視点に立った市報・ホームページ等を作成する。	総務課
5	男女共同参画の視点で活動を行う団体等に必要な情報提供を行い、スキルアップを図る。	企画政策課
6	各種団体等の男女平等や男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、連携・協働による意識啓発を行う。 【数値目標】男女共同参画推進事業補助金の活用件数 (R2)1件⇒(R8)1件	企画政策課 人権・同和对策室 文化課

## 施策の方向(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### 【現状と課題】

これからの社会を担う子どもが社会の中で自分らしく生きていくためには、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。また、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、家庭生活の大切さを認識できるような学習機会の提供が必要です。

令和2年度「中学生意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、『反対』と答えた割合が、『賛成』と答えた割合を上回っています。しかし、実際に家庭生活の中における家事負担の状況を見ると、多くの項目で「母親」と回答している割合が高く、依然として、全体的に母親の家事負担が多い状況が見受けられます。しかしながら、「育児」や「授業参観」などの子育てでは、他に比べて「両親」と回答している割合が高い傾向にあります。

保育所・幼稚園等や学校は、子どもの生き方、考え方に大きな影響を与える場であり、男女の発達段階における身体的な違いや特性を踏まえた保育・教育を行うには、保育・教育関係者に対して男女共同参画に関する理解の促進を図る必要があります。そのために、学校運営等に男女共同参画の視点を導入するとともに、男女共同参画についての研修を充実させていくことが大切です。

また、子どもだけでなく、保護者を含めた大人についても、男女共同参画に配慮した意識啓発の取組を進めていくことが必要です。

### 【施策の取組】

幼児期から高齢期に至るまで性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう様々な場において、男女共同参画に関する教育・学習の機会を提供し、人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

また、幼少期からの発達段階に応じた教育活動を通して、男女平等意識を醸成するために、保育・教育関係者へ男女の人権に関する研修会等を実施し、性別にとられない一人一人の個性を大切にした教育の推進を図ります。

### 第3章 プランの内容(基本目標1)

#### 【事業・担当課】

No.	事業	担当課
7	保育・教育関係者へ男女平等の視点に立った保育・教育のための研修会等を実施する。 【数値目標】男女の人権に関わる保育・教育関係者の研修会等受講者数 (R2)54人⇒(R8)160人	保育幼稚園課 学校教育課
8	男女別の職業観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進する。	学校教育課
9	じんけんふれあいセミナーや公民館主催事業等において、男女の人権に関わる講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る。☆	人権・同和对策室 生涯学習課



## 基本目標II

## 男女が共に参画する社会づくり

## 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図れるように、市民主体の取組に対する支援を行い、家庭や地域活動の場、事業所、CSO 活動の場などにおける男女共同参画の促進を図ります。また、市の政策や方針決定過程への女性の参画推進などの取組を積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めます。

## 【成果目標】

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「一日(平日)の家事」について「全くしていない」と答えた市民(男性)の割合☆	17.3%	13.0%
審議会等委員の女性の参画率	31.9% (R3.3.31)	36.0%

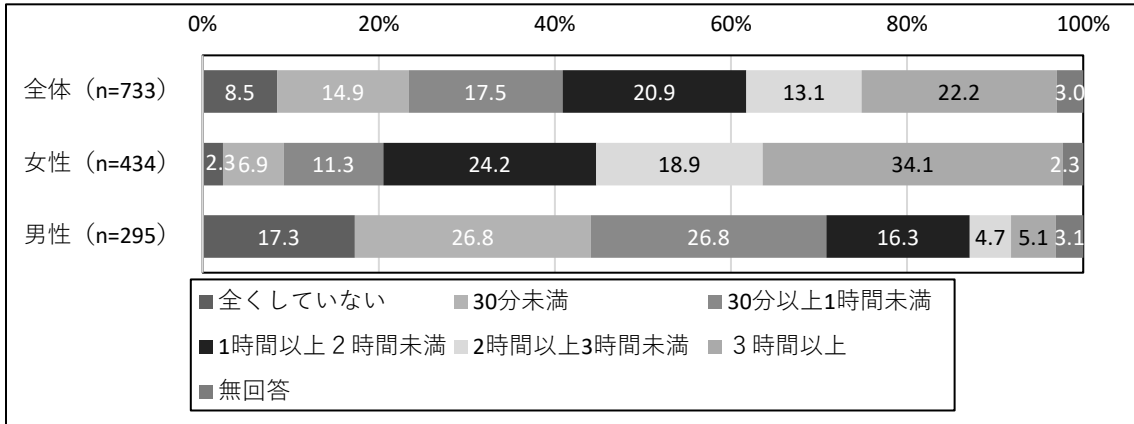
【男女共同参画意識調査結果】

(1)家事時間について

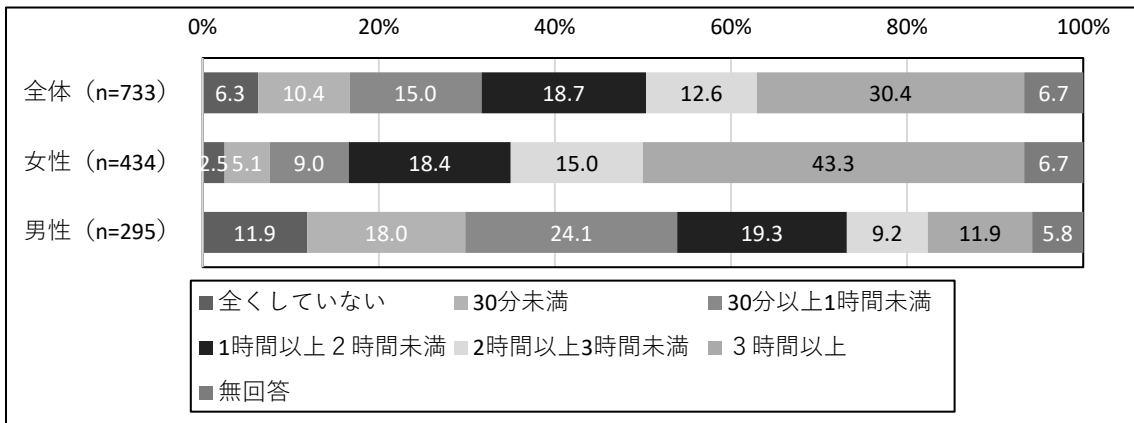
平日1日の平均家事時間については、男性は「全くしていない」と答えている割合は17.3%で、女性は「3時間以上」と答えている割合が34.1%となっており、家事においては女性の負担が大きいことが分かります。

また、休日の家事時間でも、女性の家事の負担割合が大きくなっていますが、女性、男性ともに平日より休日の方が家事時間が長くなっています。

○市民(平日)

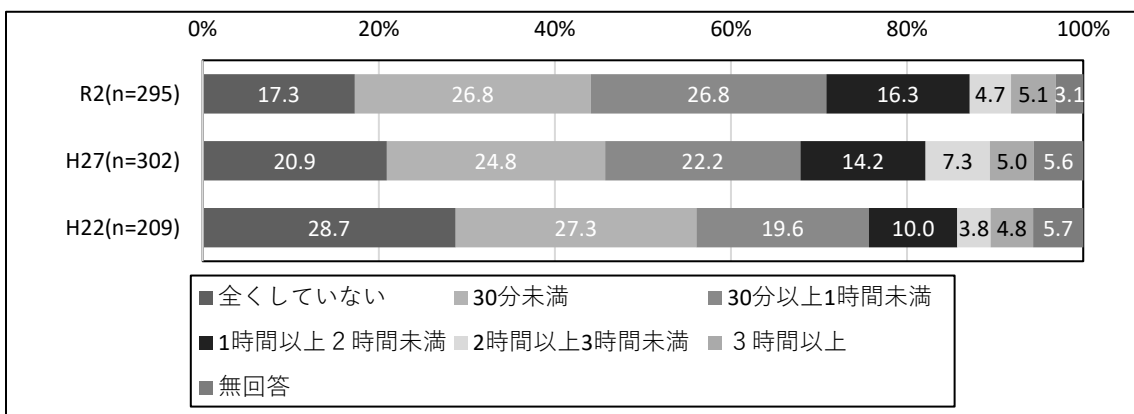


○市民(休日)



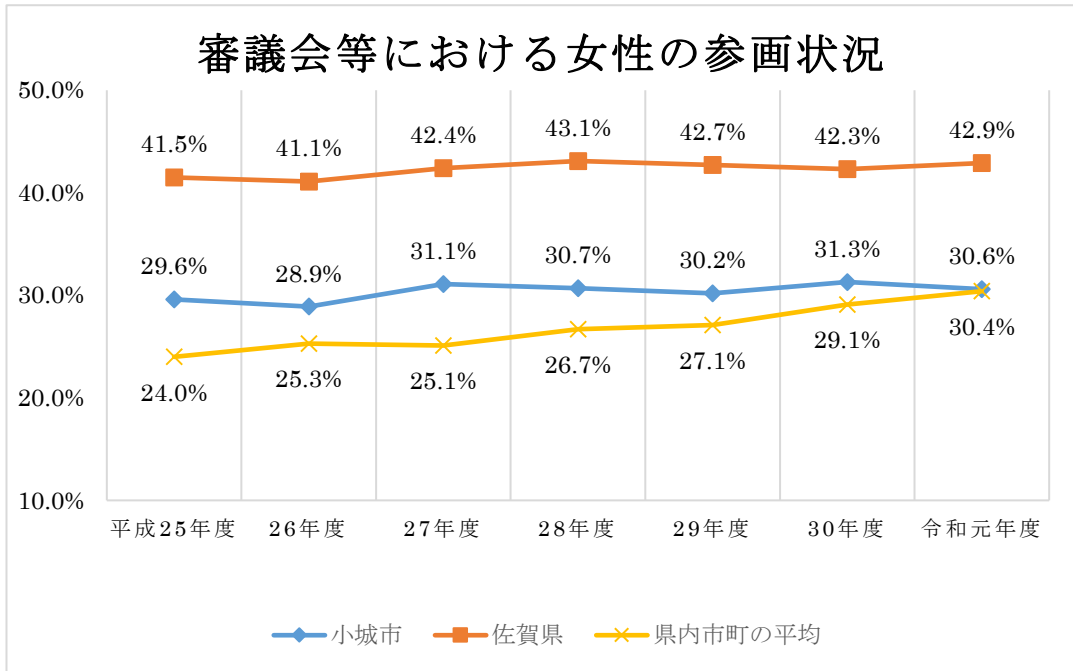
過去の調査との比較では、平日1日の家事時間について、「全くしていない」と答えた男性の割合が減少し、家事時間が少しずつ長くなっています。

○過去調査比較(市民-平日-男性)



【審議会等における女性の参画状況の推移】

小城市の審議会等における女性の参画状況については、平成25年以降30%前後で推移しており、令和2年度は31.9%と少しずつ高くなってきています。



資料:小城市「小城市企画政策課調べ」(各3月31日現在)

佐賀県「佐賀県男女共同参画・女性の活躍推進課調べ」(各3月31日現在)

県内市町の平均「佐賀県男女共同参画・女性の活躍推進課調べ」(各3月31日現在)

## 施策の方向(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった男女の役割に対する固定的な考え方は、少しずつ解消されてきているものの、現在でも根強く残っています。

男女を問わず、家族全員で家事・育児・介護などを分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、ジェンダーにとらわれない考え方を浸透させていくことにつながります。

今後、少子・高齢化社会が進展していく中で、子育て支援制度、介護保険サービス制度に加えて、家庭内だけでなく地域で男女を問わず子育てや高齢者を支援していくという考え方が必要になってきています。

また、地域での生活・活動においては、男性より活躍する女性が多いにもかかわらず、組織の代表者などは男性がほとんどを占めているような場合もあり、活動方針決定の場へ女性の参画を妨げる要因となっています。

家庭や地域活動において男女共同参画を進めるためには、家事・育児・介護などの負担や社会通念、しきたり・慣行などにおける固定的性別役割分担意識を是正することで、男女が対等な構成員として様々な場で活躍できるよう、市民意識の醸成を図ることが必要です。

### 【施策の取組】

家庭や地域における男女の不平等感を解消し、対等なパートナー・構成員として、家庭・地域活動に参加しようという意識をお互いにもてるよう、学習の機会と情報の提供を充実させ、男女共同参画の意識の浸透に努めます。

男女がともに家事・育児・介護等を担う大切さに気付けるような講座等を開催するとともに、地域での生活・活動において、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性に気付くきっかけづくりとなるよう情報の提供を行います。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
10	夫婦の家事・育児協力について考えるきっかけとなるよう、パパ・ママ教室を実施する。	健康増進課
11	父親の育児参加を促進するため、父子手帳の配布や、休日(土日等)に親子教室等を開催し、意識啓発を行う。☆ 【数値目標】地域子育て支援拠点事業の休日開催回数★ (R2)- ⇒(R8)24回	社会福祉課 健康増進課
12	男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための意識啓発を行う。 【数値目標】市内行政区における女性区長の割合☆ (R2)1.1%⇒(R8)3.0%	企画政策課 総務課
13	男女を問わず、互助として地域住民による高齢者の生活支援の体制づくりを進める。	高齢障がい支援課
14	市民活動団体に対し、男女共同参画の啓発を行う。★ 【数値目標】市民活動団体の代表者に占める女性の割合★ (R2)47.8%⇒(R8)50.0%	企画政策課
15	地域における農業の意思決定過程への女性の参画を促進する。★ 【数値目標】農業委員に占める女性の割合★ (R2)14.3%⇒(R8)30.0%	農業委員会
16	県が主催する農業セミナー等に参加を促して、女性の参画を促進する。★ 【数値目標】認定農業者に占める女性の数★ (R2)19人⇒(R8)21人	農林水産課

施策の方向(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

市の政策・方針を決定する場である審議会等における女性の参画率は、30%前半で横ばいの状態が続いています。

女性委員が登用されていない審議会等や、女性の参画率が低い審議会等もみられることから、女性委員が登用されていない審議会等の解消と女性の参画率向上に向けた更なる取組が必要です。

【施策の取組】

政策・方針決定過程へ男女が共に参画し、それぞれの意見が対等に反映されるよう、市の審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発などに努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
17	あらゆる分野で女性の意見が反映されるよう女性リーダーの人材発掘と育成を行う。☆ 【数値目標】女性人材バンクの登録者数 (R2)2人⇒(R8)8人	企画政策課
18	審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する。 【数値目標】女性委員のいない審議会等の数 (R2)7⇒(R8)4	企画政策課 関係各課

## 基本目標Ⅲ

## 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

## 「小城市女性の活躍推進計画」

## 【基本的な考え方】

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ持続可能な地域社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりや、高齢者等が安心して暮らし続けられるよう介護支援策の充実を図り、仕事と育児・介護の両立ができる環境づくりを行います。

また、女性が十分に能力を発揮して職業生活において活躍できるよう、事業者に雇用形態や労働条件の整備を促進するための情報提供を進めます。

## 【成果目標】

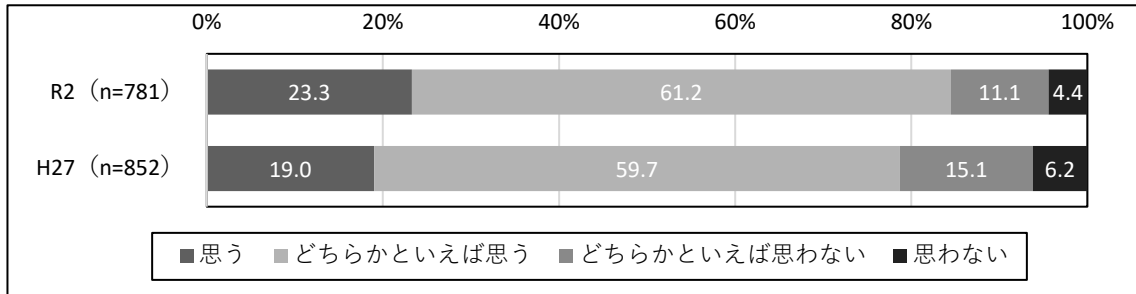
指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「安心して子育てができるまち」について「思う(思う+どちらかといえば思う)」と答えた市民の割合 ※総合計画市民アンケートより	84.5%	85.2%
市職員の管理職(部長・課長級)における女性登用率	15.9% (R2.4.1)	20.0%
市職員の監督職(副課長・係長級)における女性登用率★	36.4% (R2.4.1)	40.0%
「仕事と生活」について、「仕事と生活をともに優先したい(希望)」と答えた市民の割合と、「仕事と生活を優先している(現実)」と答えた市民の割合の差(希望－現実)★	22.7%	20.0%

【男女共同参画意識調査結果】

(1)安心して子育てができるまちについて

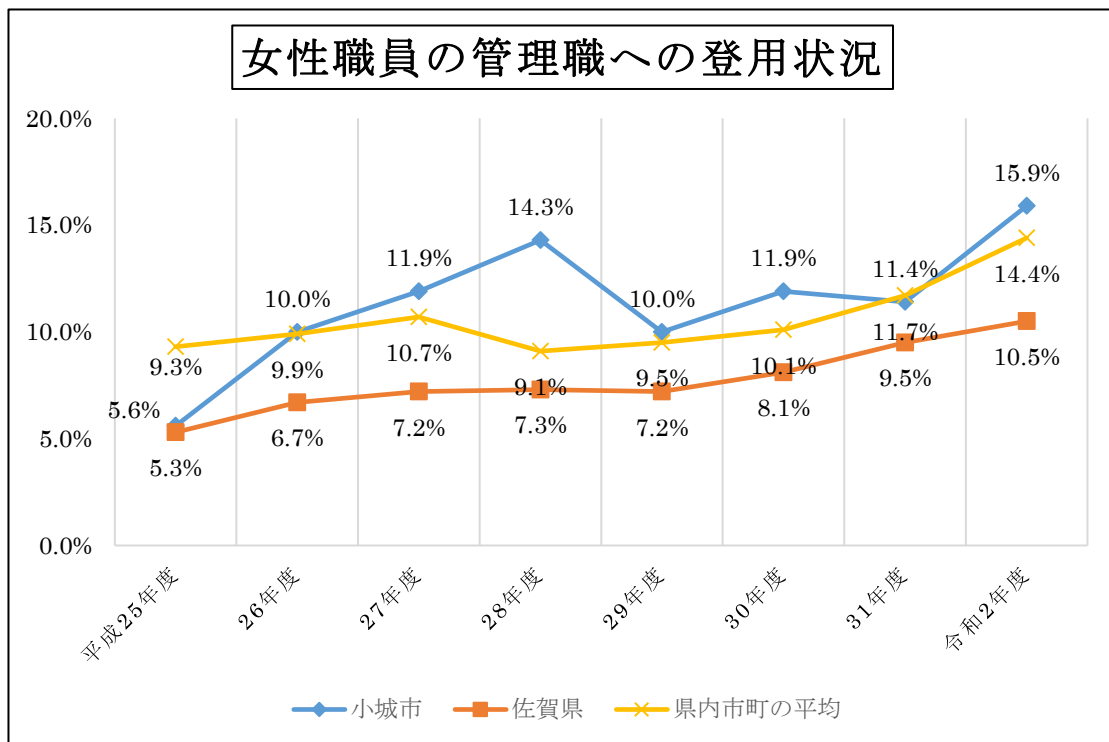
「安心して子育てができるまち」と『思う』(『思う』+『どちらかといえば思う』)と答えた市民の割合は84.5%となっており、5年前の78.7%から5.8%高くなっています。

○過去調査比較(市民)[R2実績(R3実施)・H27実績(H28実施)総合計画市民アンケート]



【管理職における女性職員の登用率の推移】

小城市の管理職における女性職員の登用率については、増減しながらも徐々に高くなってきており、令和3年度の18.2%は過去最高となっています。



資料:小城市「小城市企画政策課調べ」(各年4月1日現在)

佐賀県「県人事課、教育庁、警察本部調べ」(各年4月1日現在)

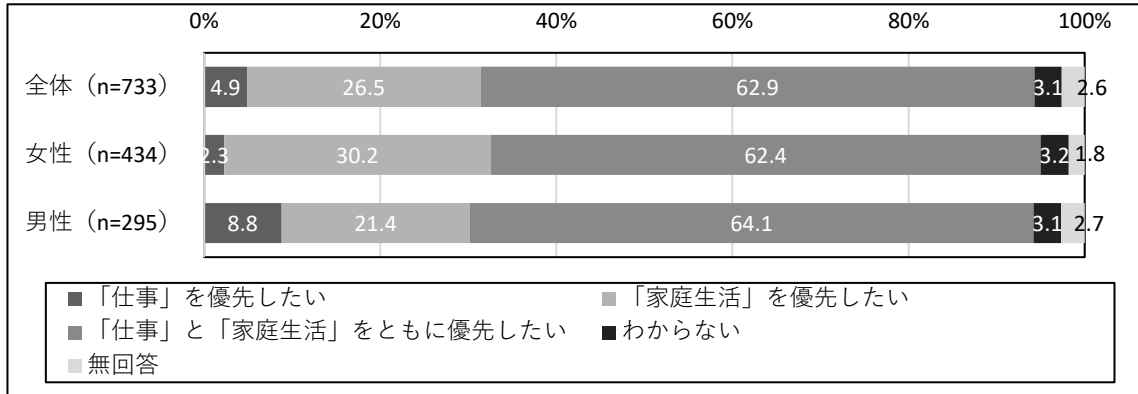
県内市町の平均「佐賀県男女共同参画の現状と施策」(各年4月1日現在)



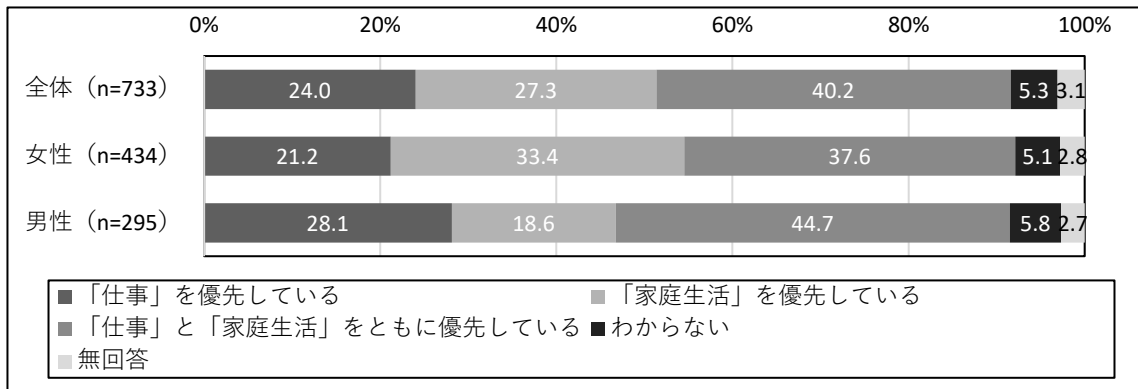
(2)ワーク・ライフ・バランスについて

仕事と生活における理想と現実については、理想をみると、「仕事と家庭生活をともに優先したい」と答えた市民の割合は62.9%で、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」と答えた割合は40.2%となっており、理想と現実には大きな差があることがうかがえます。

○(市民)仕事と生活についての理想



○(市民)仕事と生活についての現実



## 施策の方向(5) 女性の活躍推進への意識改革

### 【現状と課題】

女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。しかし、様々な場面において、「男性優位」の意識や、「経営は男性の仕事」のような固定的な性別役割分担意識などが女性の活躍が進展しない要因の一つと思われます。

令和2年度「市民意識調査」によると、「仕事と生活」の優先度について、理想は「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考えている市民の割合が6割以上となっていることに対し、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」と答えた市民の割合は4割強と少なく、理想と現実の間に大きな差が生じています。

女性の活躍を推進するため、生活の場面では男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促すとともに、男女双方の意識改革を図っていくことも必要です。

また、「職場」や「就職・採用」における男女の平等感について『男性の方が優遇されている』と答えた市民の割合が半数以上と多くなっています。今後も雇用の場における均等な機会と待遇の確保を図るため、事業所等に対して労働関連法令の周知や男女平等の意識を高める取組を推進する必要があります。

女性の活躍を推進するため、働く場面では、性別に関係なく全ての人が、働き方・暮らし方・意識を改革し、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を得ることが必要です。

### 【施策の取組】

長時間労働の削減を図るなど働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の重要性について周知するとともに、それぞれの多様な生き方に合わせた働き方の選択が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する広報・啓発を行います。

また、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進め、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所等の取組を一層促進します。

あわせて、多業種における女性の活動や取組を支援し、女性の更なる活躍を進めます。

### 第3章 プランの内容(基本目標Ⅲ)

#### 【事業・担当課】

No.	事業	担当課
19	女性の活躍を推進するため、男女双方の意識改革と行動変革に向けた啓発を行う。☆	企画政策課
20	女性の活躍を応援する事業所や、女性経営者等の情報を提供する。★ 【数値目標】市内事業所の経営者に占める女性の割合 ※★ (R2)14.2%⇒(R8)15.0%	企画政策課
21	男女の育児休業・介護休業の取得促進や労働時間短縮、女性の登用推進等について、事業所等への啓発を行う。☆	企画政策課
22	ワーク・ライフ・バランス等に関する情報を提供する。 【数値目標】ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数 (R2)1回⇒(R8)2回	企画政策課
23	事業所等に対し、働き方改革を促す研修会等を実施する。☆ 【数値目標】働き方改革を促す事業所研修会等の開催回数☆ (R2)1回⇒(R8)1回	企画政策課
24	家族経営協定の普及・支援を行う。	農業委員会

※…市内事業所とは、小城商工会議所及び小城市商工会の会員となっている事業所。

## 施策の方向(6) 女性の活躍に向けた働きやすい環境づくり

### 【現状と課題】

働く女性は、仕事の他に家事や育児、介護等を同時に担っている現状もあります。そこで、男女がそれぞれの能力を十分に発揮することができ、お互いに支え合いながら家族的責任を果たせるように、男女がともに働きやすい環境づくりが必要です。

令和2年度「市民意識調査」によると、女性が仕事を続けるうえで障害になっていることとして、「結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある」、「家事・育児・介護のための社会システムや施設等が不十分である」と回答した市民の割合が高く、女性の活躍推進のためには、子育て支援、介護サービスの充実を図っていく必要があります。

### 【施策の取組】

すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面で活躍できるよう環境整備を図ります。一人一人が自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
25	子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図る。 【数値目標】子育てサポーターの利用者数 (R2)1,644人⇒(R8)1,947人	社会福祉課
26	保護者が安心して就労できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の充実を図る。 【数値目標】保育所待機児童数★ (R2)0人⇒(R8)0人 基準日4月1日(基準日以降、待機児童数は変動する場合があります。)	保育幼稚園課
27	保護者の多様な就労形態に応じた延長保育等の充実を図る。	保育幼稚園課
28	小児科医院等に併設した施設での病児保育を実施する。☆ 【数値目標】病児保育室の利用者数★ (R2)223人⇒(R8)675人	社会福祉課
29	保護者が就労等で不在となる児童への安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを実施する。 【数値目標】放課後児童クラブの入級者数 (R2)630人⇒(R8)650人	教育総務課
30	介護の手助けを必要としている人に対して、介護者向けサービス等の利用促進を図る。	高齢障がい支援課
31	子育てや介護に関する悩み等を解消するため、相談体制の充実を図る。	健康増進課 社会福祉課 学校教育課 高齢障がい支援課

## 施策の方向(7) 庁内における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

市職員が各種施策を推進する際、男女共同参画の視点を持って取り組むことが必要です。また、市民や事業者に対して男女共同参画の推進を促すためにも、市役所が働く場のモデルとなり、男女共同参画、女性の活躍を推進していく必要があります。

### 【施策の取組】

市職員が、男女共同参画の視点を持って、各施策の事業を推進するために、意識啓発と推進体制の整備を図ります。

市役所が、男女共同参画と女性の活躍を積極的に推進する職場のモデルとなるために、多様な働き方の選択ができるよう、働きやすい環境づくりを行います。

また、女性の管理・監督職の登用を図るため、キャリアアップ支援等の継続的な取組を進めていきます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
32	男女共同参画についての理解を深めるため、市職員へ意識啓発を行う。☆ 【数値目標】男女共同参画に関する市職員へ向けた啓発回数☆ (R2)未実施⇒(R8)1~2回	企画政策課
33	「女性の活躍推進法」に基づく、小城市特定事業主行動計画を推進する。	総務課
34	市の管理・監督職に女性の登用を推進する。	総務課
35	市職員の育児休業・介護休業制度等の取得促進に取り組む。 【数値目標】男性市職員の配偶者出産休暇や配偶者出産時育児休業の取得割合 ※ (R2)87.5%⇒(R8)100%	総務課
36	市職員の多様な働き方を実現できる職場環境を整えるため、テレワークを推進する。★	総務課
37	市職員のハラスメント研修を充実し、庁内相談窓口の周知を図る。 【数値目標】ハラスメントに関する市職員研修会の受講者数 (R2)410人⇒(R8)480人	総務課

※ …小城市職員の勤務時間、休暇等に関する規則より

【配偶者出産休暇】配偶者が出産する時、出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間において3日以内で取得できる休暇のこと。

【配偶者出産時育児休業】配偶者が出産する場合、出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間において、出産に係る子または小学校就学前までの子の養育のために5日以内で取得できる休暇のこと。

## 基本目標Ⅳ

## 誰もが安心して暮らせる社会づくり

## 【基本的な考え方】

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み、心身の健康の保持増進を図ります。

また、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者など困難を抱えているあらゆる人への支援を行い、生活の自立と安定、多様性を尊重する環境づくりを促進します。

加えて、人権を侵害する不当な行為であるハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めます。

## 【成果目標】

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「安心して生活できている」について「思う(思う+どちらかといえば思う)」と答えた市民の割合 ※★ ※総合計画市民アンケートより	76.1%	78.6%
「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	70.9%	80.0%

※…「安心して生活できている」とは、以下のような不安のない状態のこと。

- 1.自分や配偶者の健康や病気のことが不安
- 2.自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になることが不安
- 3.生活のための収入のことが不安
- 4.子どもや孫の将来が不安
- 5.頼れる人が居なくなりひとり暮らしになることが不安
- 6.社会の仕組みが大きく変わってしまうことが不安
- 7.資産の管理や相続のことが不安など。

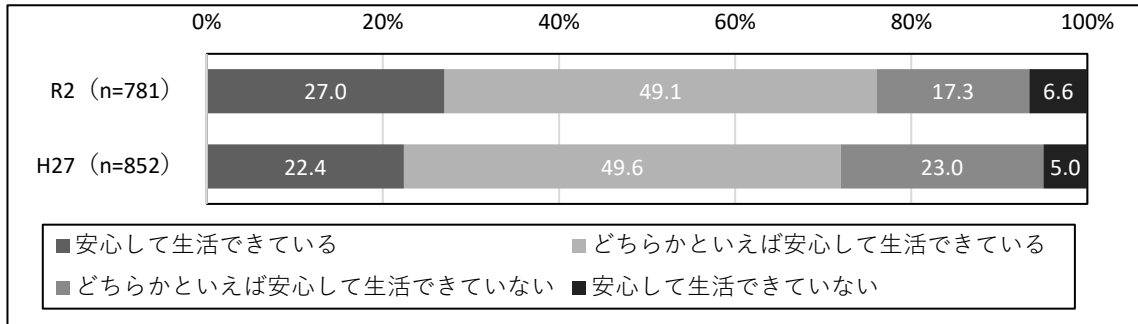


【男女共同参画意識調査結果】

(1)安心できる生活について

「安心して生活できている」と『思う』(「思う」+「どちらかといえば思う」)と答えた市民の割合は76.1%と、5年前の72.0%から4.1%高くなっています。

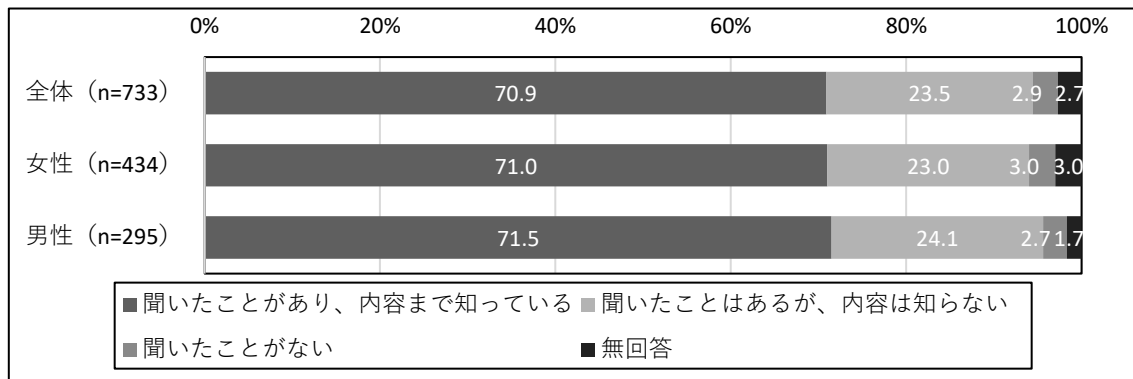
○過去調査比較(市民)[R2実績(R3実施)・H27実績(H28実施)総合計画市民アンケート]



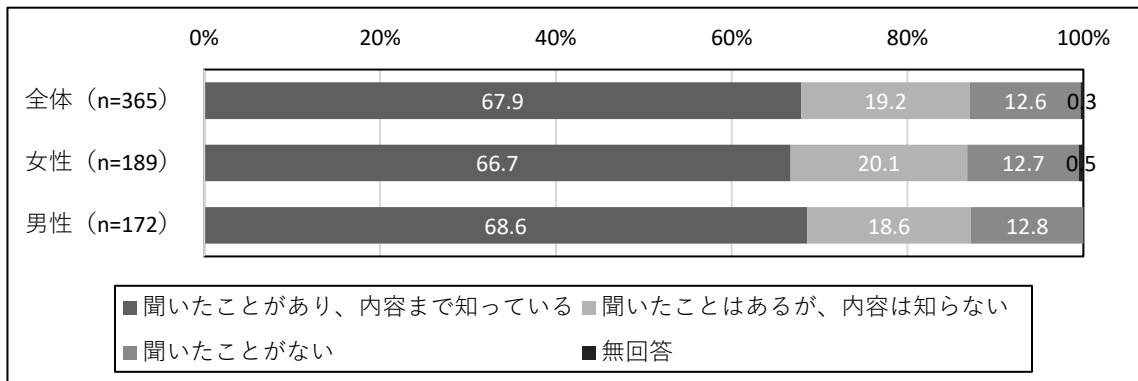
(2)ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントの用語の認知度については、市民、中学生ともに「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた人の割合が70%程度と最も高くなっています。しかし、「聞いたことがない」人も、市民で2.9%、中学生で12.6%います。

○市民



○中学生



## 施策の方向(8) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進

### 【現状と課題】

生涯を通じて健康を維持し誰もが元気に暮らすには、性差を踏まえた心身の状況を理解し、互いを尊重し合い、思いやりを持つことが大切です。

それにはまず、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるように、発達段階に応じた保健教育を実施する必要があります。

また、誰もが母性の社会的重要性についての認識を深め、女性が子どもを安心して出産できるよう、健康管理の支援を行うことが必要です。

男女がそれぞれ、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた心身の健康を保持増進するため、相談体制の充実を図り、スポーツ等による健康づくりの支援に取り組む必要があります。

### 【施策の取組】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、尊重し合えるよう、思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持てるよう発達段階に応じた教育と意識啓発を行います。また、女性の妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、誰もが自分らしく生きるため、生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

### 第3章 プランの内容(基本目標Ⅳ)

#### 【事業・担当課】

No.	事業	担当課
38	児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を継続して実施する。	学校教育課
39	妊娠・産後期や更年期など女性の健康管理について支援する。	健康増進課
40	女性特有のがんに関する正しい知識の普及啓発と検診の受診促進を行う。★ 【数値目標①】乳がん検診受診率★ 32.9%(R1)⇒50.0%(R6) 【数値目標②】子宮頸がん検診受診率★ 46.3%(R1)⇒50.0%(R6)	健康増進課
41	心の健康に関する情報提供を行い、健康相談を実施する。	健康増進課
42	性感染症の予防等に関する情報提供を行う。☆	健康増進課
43	誰もがスポーツ等を楽しむことができる環境づくりを行う。★	生涯学習課 健康増進課

施策の方向(9) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる環境づくり

**【現状と課題】**

ひとり親家庭など、多様な家族形態の家庭が増加しており、特に経済面での安定が課題となっています。そのため、きめ細やかな福祉サービスなどを展開し、就労・自立の支援について関係機関が連携した総合的な支援と対策が必要です。

また、高齢者や障がい者、在住外国人、性的少数者など、様々な困難を抱えるあらゆる人が社会の一員として、自分らしく安心して充実した生活を送れるよう環境を整備していく必要があります。

今後も、様々な困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせるよう相談体制や福祉サービスを充実させていくことが必要です。

**【施策の取組】**

ひとり親家庭で生活に困難を抱える女性等に対して、生活の自立と安定のための経済的支援や相談体制の充実、就業支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者、在住外国人、性的少数者など様々な困難を抱えるあらゆる人が安心して暮らせるよう環境づくりに努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
44	ひとり親家庭に対して、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成等により経済的支援を行う。	社会福祉課
45	ひとり親家庭への自立に向けた能力開発の相談や支援を行う。	社会福祉課
46	高齢者向けの福祉サービスの充実や住民相互の体制づくりを推進する。☆	高齢障がい支援課
47	障がい者が安心して生活できる環境づくり、啓発・広報活動を行う。☆	高齢障がい支援課
48	ひとり親・障がい者・高齢者の相談体制や地域の体制づくりの充実、専門的人材の確保・養成を図る。☆	社会福祉課 高齢障がい支援課
49	在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。	健康増進課
50	性の多様性について、正しい知識を持ち、理解が深まるよう啓発を行う。	人権・同和对策室 企画政策課 学校教育課

## 施策の方向(10) ハラスメント等の防止

### 【現状と課題】

令和2年度「市民・中生意識調査」によると、「セクシュアル・ハラスメント」の用語について、「内容まで知っている」と答えた人の割合は、市民が7割強、中学生が7割弱となっており、近年マス・メディアで取り上げられるようになったこともあり、用語の認知度は高くなっています。

ハラスメントは、人権を侵害する不当な行為であるため、様々なハラスメントに対する認識を深め、防止のための意識啓発を行っていく必要があります。

また、ハラスメントや性暴力被害者の支援については、相談に繋げていけるよう、より一層様々な相談窓口の存在の周知を図っていくことが必要です。

### 【施策の取組】

ハラスメントは人権を侵害する不当な行為であるという理解を広め、防止のための意識啓発を行います。また、関係機関と連携し、ハラスメントや男女間の暴力による性被害の相談窓口の周知に努めます。

### 【事業・担当課】

No.	事業	担当課
51	ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行う。	企画政策課
52	ハラスメントや性暴力被害の相談窓口を周知する。	企画政策課

## 施策の方向(11) 地域防災における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

東日本大震災をはじめ、近年は豪雨など大規模な自然災害が多く発生し、全ての人の生活と生命を脅かしています。非常時には、災害弱者と言われる女性や子どもなどがより多くの影響を受けることが指摘されるため、平常時から男女共同参画の視点に基づいた防災体制の確立や、災害対応を想定することが災害に強く、安心安全な地域社会の実現につながります。男女共同参画の視点を取り入れた対策・対応を行うためにも、防災会議への女性の参画を推進し、地域防災計画や対応マニュアルに女性の意見を反映させていくことが必要です。

また、地域防災活動の要となる消防団や自主防災組織への女性の参画も推進する必要があります。

### 【施策の取組】

男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取組を進めるため、防災会議や消防団活動への女性参画を推進し、災害に対する事前の備えの徹底や、誰もが安心できる避難所運営の充実に努めます。

### 【事業・担当課】

No.	事業	担当課
53	防災会議への女性参画を推進し、防災計画に女性の意見を反映させる。 【数値目標】防災会議における女性の割合☆ (R2)17.4%⇒(R8)30.0%	防災対策課
54	女性消防団員の加入の促進や、男女参画による自主防災組織の運営を支援する。 【数値目標】市消防団員における女性消防団員の数☆ (R2)16人⇒(R8)25人	防災対策課
55	男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施する。	防災対策課

基本目標V

配偶者等に対する暴力のない社会づくり

「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めます。

【成果目標】

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	66.3%	75.0%
「両親などのけんか(暴力や暴言など)」について「見たことはない」と答えた中学生の割合★	61.6%	65.0%
「DV相談ができる場所(方法)」について「知っている」と答えた市民の割合★	-	80.0%
「DV経験」について「されたことがある」「どちらもある」と答えた市民の割合★	25.5%	20.0%



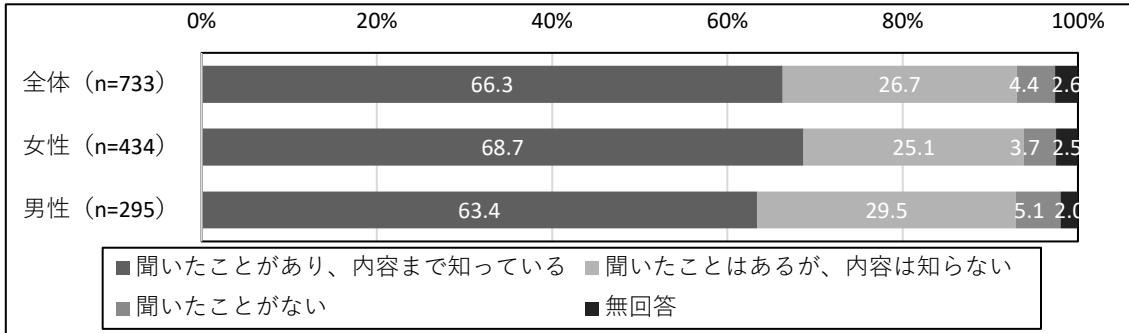
【男女共同参画意識調査結果】

(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)について

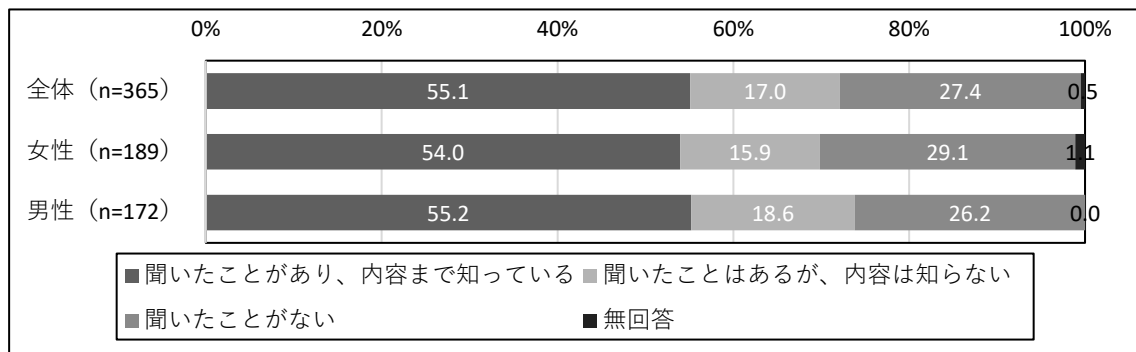
ドメスティック・バイオレンス(DV)の用語の認知度については、市民、中学生ともに「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた人の割合が最も高くなっています。

しかし、「聞いたことがない」人も、市民で4.4%、中学生で27.4%います。

○市民

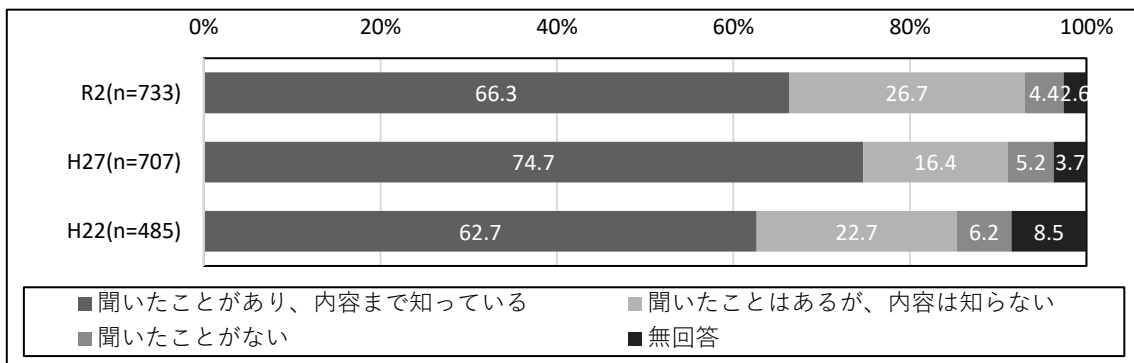


○中学生



過去の調査との比較では、「聞いたことがない」と答えた市民の割合が少しずつ減少していますが、「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合は増減しています。

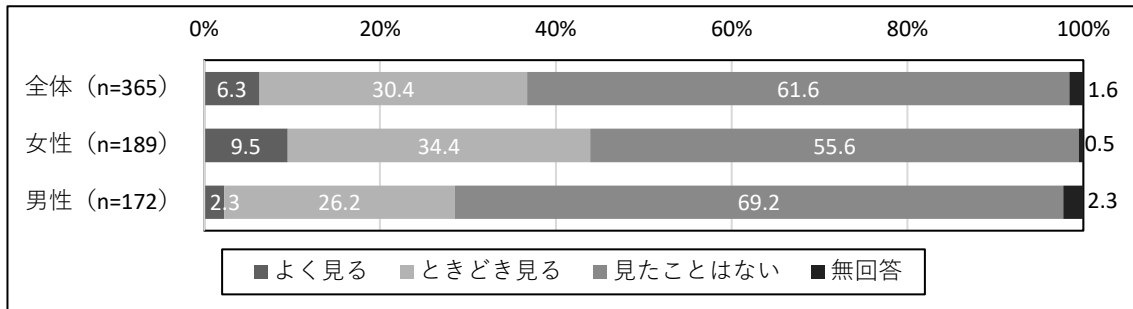
○過去調査比較(市民)



(2) 面前DVについて

両親などのけんか(暴力や暴言など)については、『見たことがある』(「よく見る」+「ときどき見る」)と答えた中学生の割合は36.7%となっています。

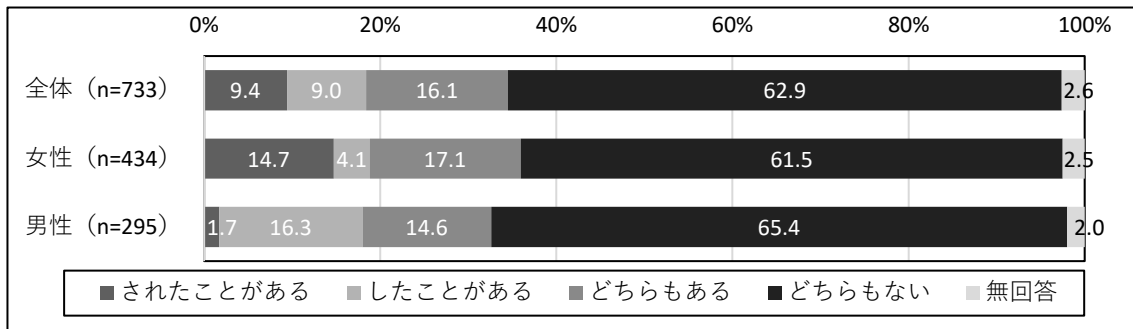
○中学生



(3) DVの経験・被害を受けた時の対応について

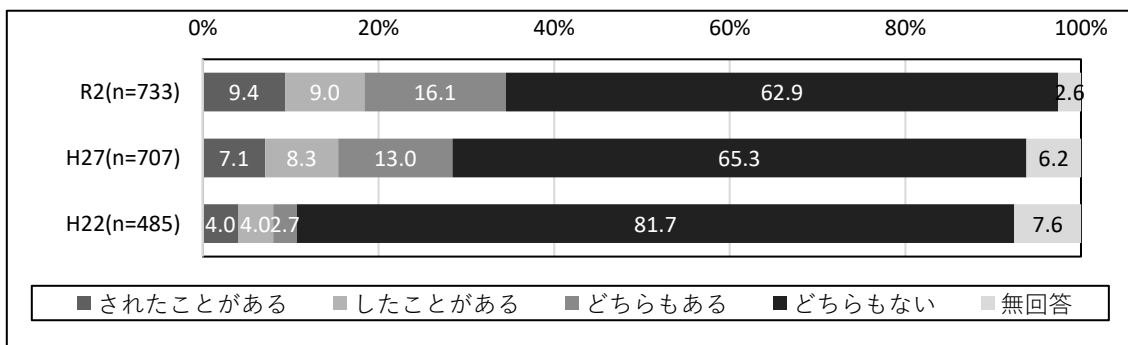
DVの経験については、「ない」と答えた市民の割合が62.9%となっています。しかし、「されたことがある」・「どちらもある」と答えた女性の割合は31.8%、男性の割合は16.3%となっており、女性の約3人に1人、男性の約6人に1人がDVを受けた経験があることとなります。

○市民



過去の調査との比較では、「どちらもない」と答えた市民の割合が減少し、「されたことがある」・「どちらもある」と答えた市民の割合が増加しています。

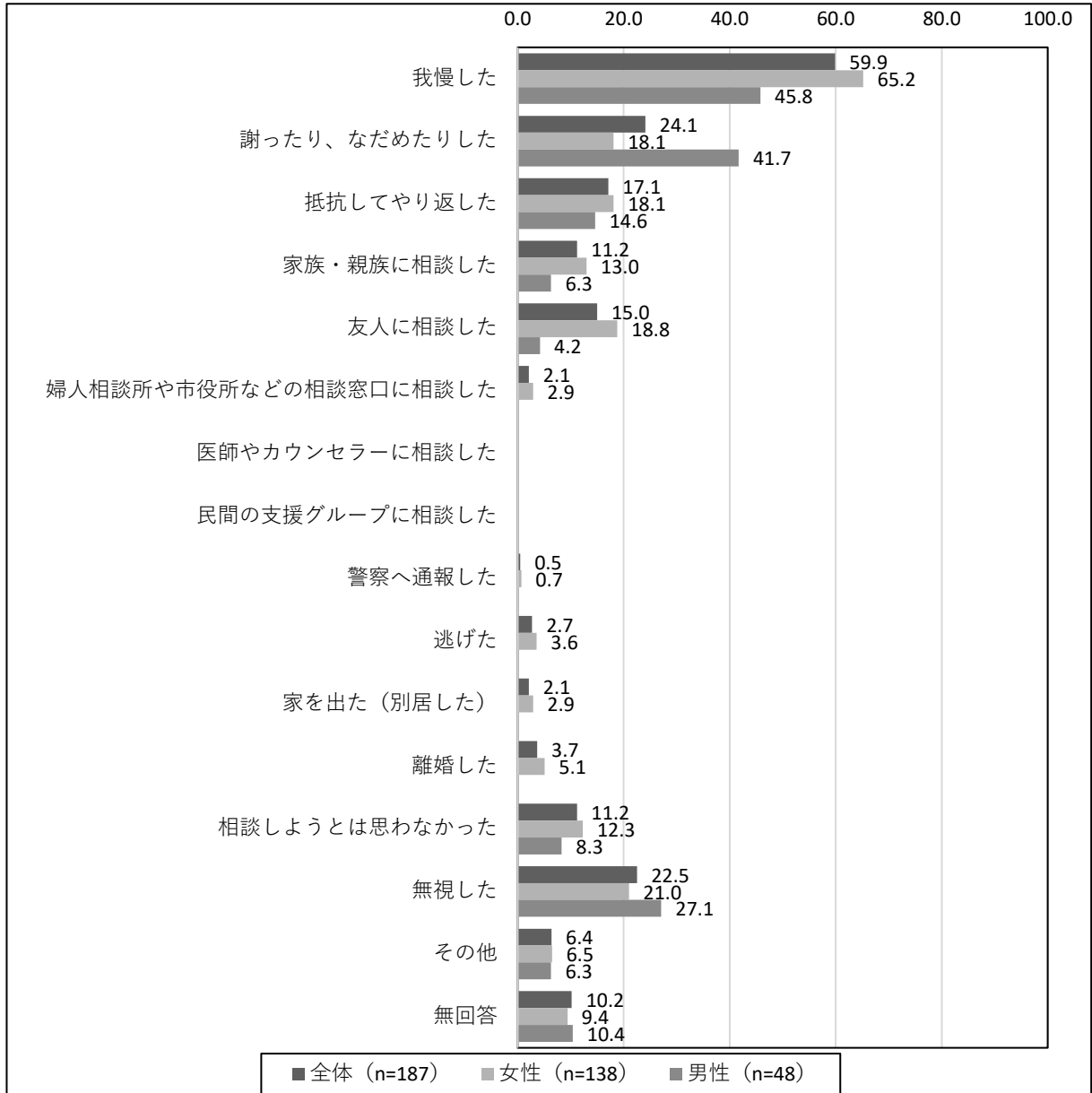
○過去調査比較(市民)



### 第3章 プランの内容(基本目標V)

DV被害を受けた時の対応については、「我慢した」と答えた市民の割合が59.9%で最も高く、次いで「謝ったり、なだめたりした」24.1%、「無視した」22.5%となっていることから、被害が表面化していなケースがあることがうかがえます。

#### ○市民



施策の方向(12) DVを許さない意識づくりの推進

【現状と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

令和2年度「市民意識調査」によると、「DV」の用語の認知度について、「内容まで知っている」と回答した市民の割合は前回調査の平成27年度より低くなっています。

また、「面前DV」の用語の認知度については、「聞いたことがない」と答えた人の割合が高く、子どもの安全安心を脅かす家庭内の「面前DV」の防止について、啓発を行う必要があります。

DVの経験については、「されたことがある」と「どちらもある」と答えた市民の割合をあわせると、約4人に1人となっており、男女別に見ると、女性が約3人に1人、男性が約6人に1人が何らかの暴力を受けていることとなります。

これからもDVを決して許さないという意識が市民に共有されるように、継続的な広報・啓発が必要です。あわせて早期からDVに関する知識を深め、加害者・被害者にならないようにするため、県や教育機関と連携した暴力を予防・防止するための教育啓発を推進することが必要です。

【施策の取組】

配偶者等からの暴力(DV)は、個人の尊厳を侵害し、男女平等の実現の妨げになる要因の一つです。市民一人一人が正しい理解を深めるために広報・啓発活動を行うとともに、配偶者等からの暴力を生まないように、子どもの発達段階に応じた教育・啓発を進めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
56	DV防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課 社会福祉課 人権・同和对策室
57	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。	企画政策課 社会福祉課 学校教育課

## 施策の方向(13) 安心して相談できる体制の整備

### 【現状と課題】

DV被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合があります。また、DV被害者自身には、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いと言われています。

令和2年度「市民意識調査」によると、DV被害を受けた時の対応について、「我慢した」と答えた市民の割合が最も高く、DV被害が表面化していないケースが多くみられることが推察されます。また、DVや性犯罪などをなくすための取組については、「被害者が安心して相談できる窓口の確保」と答えた市民の割合が最も高くなっています。

今後も、市や様々な相談窓口を周知するとともに、安心して相談できる体制の強化が必要です。

### 【施策の取組】

DV被害者が孤立しないよう、市の相談窓口をはじめ、様々な相談窓口があることを周知し、安心して相談できる体制の整備を進めます。

市役所は、関連機関と連携しながら被害者にとって身近な相談窓口であることから、相談を受ける際には秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり被害者が危険にさらされたりしないようにするため、職員研修を実施し相談機能の充実を図ります。

また、被害者の個人情報に配慮しつつ、被害者の負担を軽減するため、庁内関係部署間で情報の共有化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
58	DVに関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課 社会福祉課
59	市相談担当者等に対して研修を実施し、DV被害者にかかわる相談体制を充実させる。☆ 【数値目標】DV被害者支援職員研修の新規採用職員受講率 (R2)100%⇒(R8)100%☆	企画政策課 社会福祉課
60	権利擁護における専門的な相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。☆	社会福祉課 高齢障がい支援課
61	DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課
62	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。	社会福祉課
63	被害者等から苦情申し出があった場合、庁内関係課で連携し、迅速な対応を行う。☆	社会福祉課 市民課

## 施策の方向(14) 被害者支援の充実

### 【現状と課題】

被害者及び同伴する子どもが危険にさらされたりすることがないように、安全の確保が非常に重要となります。

また、被害者が自立して生活しようとする際には、複数の問題を同時に抱えている場合が多いため、様々な手続きが精神的な負担となっています。そのため、被害者等に係る情報の保護を図りながら、生活や就業の支援などについて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行うことが大切です。

今後も、被害者の置かれた状況を把握しながら、課題解決にかかわる部署や関係期間が連携し自立支援に努めることが必要です。

### 【施策の取組】

緊急に被害者及び同伴する児童等の保護が必要になった場合、安心して保護が受けられるよう、被害者の安全確保に対する支援を行います。

また、被害者の安全確保の観点から住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底を行うとともに、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底に努めます。

被害者が安心して自立した生活ができるよう、就業、住居、法的制度等についての情報提供や助言を行うとともに、同伴する子どもの就学等が円滑に行えるよう関係機関との連絡調整などの援助を行います。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
64	被害者及び同伴する子どもの安全確保のための支援を行う。	社会福祉課 保育幼稚園課 学校教育課
65	支援措置制度を適切に運用し、住民基本台帳の閲覧等の制限など被害者の保護の措置を行う。☆	市民課 社会福祉課
66	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課
67	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課
68	市営住宅の空き住戸が活用できる場合は、被害者への住戸の確保及び活用を提案する。☆	定住推進課
69	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課
70	被害者及び同伴する子どもが円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課 学校教育課 保育幼稚園課
71	被害者及び同伴する子どもに対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課 学校教育課



施策の方向(15) 関係機関の連携・協力

【現状と課題】

被害者支援は、ケース別に支援内容も多岐にわたるため、常時から関係部署間の情報共有や支援に向けた共通認識のもと連携を図る必要があります。また、切れ目のない支援を行っていくためには、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有することで、様々な形での連携・協力をしていくことが必要です。

【施策の取組】

各種相談・健診等の機会を通じて、DV や児童虐待などあらゆる暴力の早期発見及び早期対応に努めます。

県、近隣市町、警察、医療機関等と連携を図りながら、被害者に対する切れ目のない支援を行います。また、被害者支援の相談や支援に携わる民間団体等と連携しDV 防止啓発、被害者の自立支援に努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
72	児童虐待防止の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課
73	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課
74	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	社会福祉課 企画政策課
75	民間のDV 被害者支援団体等と連携し、DV 防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課 企画政策課

# 第4章 プランの推進

## 1. プランの推進体制

### (1)小城市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする小城市男女共同参画推進本部は、市役所内の推進組織であり、プランの進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化、男女共同参画社会の形成を図るため、行政施策を総合的かつ効果的に推進します。

### (2)小城市男女共同参画審議会

小城市男女共同参画審議会は、本市の男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された附属機関として、小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関する事、プランに基づく施策の実施状況に関する事を審議します。

## 2. 市民及び事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現を目指し、プランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進するためには、市民、事業者や自主活動を行うCSO等と連携、協働してプランの推進に努めます。

## 3. 国・県等との連携

男女共同参画に関する動向については、国・県等との連携に努めるとともに、近隣市町や他自治体との情報交換などから、効果的な施策の推進を図ります。

## 4. プランの進行管理

男女共同参画社会の実現に向け、5つの基本目標について令和8年度までの成果目標・数値目標を設定し、目標達成に向けて取組を推進します。成果目標、数値目標及び事業内容について、事業進捗状況等を把握し、男女共同参画審議会に報告するとともに、審議会の意見及び評価等を公表します。

付属資料

1. 成果目標・数値目標一覧

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

	指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方」(固定的性別役割分担意識)について「反対(反対+どちらかといえば反対)」と答えた市民の割合 ※総合計画市民アンケートより	70.1%	72.5%
	「家庭生活の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合	26.3%	35.0%
	「地域や社会活動の場における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合	40.0%	45.0%
	「社会全体における男女の平等」について「平等」と答えた市民の割合★	15.1%	30.0%
数値目標	1 男女共同参画に関する研修会等の啓発実施回数☆	1回	2回
	3 男女共同参画関連図書等の特設コーナー設置回数☆	1回	2回
	6 男女共同参画推進事業補助金の活用件数	1件	1件
	7 男女の人権に関わる保育・教育関係者の研修会等受講者数	54人	160人

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり

	指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「一日(平日)の家事」について「全くしていない」と答えた市民(男性)の割合☆	17.3%	13.0%
	審議会等委員の女性の参画率	31.9% (R3.3.31)	36.0%
数値目標	11 地域子育て支援拠点事業の休日開催回数★	—	24回
	12 市内行政区における女性区長の割合☆	1.1%	3.0%
	14 市民活動団体の代表者に占める女性の割合★	47.8%	50.0%

付属資料

		指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
数値目標	15	農業委員に占める女性の割合★	14.3%	30.0%
	16	認定農業者に占める女性の数★	19人	21人
	17	女性人材バンクの登録者数	2人	8人
	18	女性委員のいない審議会等の数	7	4

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり

		指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「安心して子育てができるまち」について「思う(思う+どちらかといえば思う)」と答えた市民の割合 ※総合計画市民アンケートより		84.5%	85.2%
	市職員の管理職(部長・課長級)における女性登用率		15.9% (R2.4.1)	20.0%
	市職員の監督職(副課長・係長級)における女性登用率★		36.4% (R2.4.1)	40.0%
	「仕事と生活」について、「仕事と生活をともに優先したい(希望)」と答えた市民の割合と、「仕事と生活を優先している(現実)」と答えた市民の割合の差(希望-現実)★		22.7%	20.0%
数値目標	20	市内事業所の経営者に占める女性の割合★	14.2%	15.0%
	22	ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数	1回	2回
	23	働き方改革を促す事業所研修会等の開催回数☆	1回	1回
	25	子育てサポーターの利用者数	1,644人	1,947人
	26	保育所等待機児童数★	0人	0人
	28	病児保育室の利用者数★	223人	675人
	29	放課後児童クラブの入級者数	630人	650人
	32	男女共同参画に関する市職員へ向けた啓発回数☆	未実施	1~2回
35	男性市職員の配偶者出産休暇や配偶者出産時育児休暇の取得割合	87.5%	100%	

付属資料

指 標		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
37	ハラスメントに関する市職員研修会の受講者数	410人	480人

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指 標		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「安心して生活できている」について「思う(思う+どちらかといえば思う)」と答えた市民の割合 ★ ※総合計画市民アンケートより	76.1%	78.6%
	「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	70.9%	80.0%
数値目標	40 乳がん検診受診率★	32.9% (R1)	50.0% (R6)
	40 子宮頸がん検診受診率★	46.3% (R1)	50.0% (R6)
	53 防災会議における女性の割合☆	17.4%	30.0%
	54 市消防団員における女性消防団員の数☆	16人	25人

基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり

指 標		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
成果目標	「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	66.3%	75.0%
	「両親などのけんか(暴力や暴言など)」について「見たことはない」と答えた中学生の割合★	61.6%	65.0%
	「DV相談ができる場所(方法)」について「知っている」と答えた市民の割合★	-	80.0%
	「DV経験」について「されたことがある」「どちらもある」と答えた市民の割合★	25.5%	20.0%
目数値	59 DV被害者支援市職員研修会の新規採用職員受講率☆	100%	100%

## 2. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第十二条)

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

#### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び



政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二

項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

### 3. 小城市男女共同参画審議会設置条例

平成 27 年 12 月 21 日  
条例第 40 号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、小城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること。
- (2) 小城市男女共同参画プランに基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体からの推薦による者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年小城市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

4. 小城市男女共同参画審議会 委員名簿

(任期:令和3年8月6日 ~ 令和5年8月5日)

区分	所属団体等	委員名	備考
1	佐賀大学 教育学部 教授	よしおか たけひこ 吉岡 剛彦	会 長
2	NPO 法人 DV 対策・予防センター九州 理事長	はら けんいち 原 健一	副会長
3	(株)アテンド 代表取締役社長	ふくなり ゆ み 福成 有美	
4	小城市区長連絡協議会	きのした たかかず 木下 隆和	
5	小城市地域婦人会	よしだ りくよ 吉田 陸代	
6	小城市人権擁護委員協議会	もとむら なおき 本村 直幹	
7	小城市小中学校校長会	じんのうち つよし 陣内 剛	
8	小城商工会議所	うえの かおり 上野 歌小里	
9	小城市幼児教育保育ネットワーク 保育部会	まきはら やすひろ 楨原 靖宏	
10	小城市社会福祉協議会(子育て支援)	うのき くみこ 卯野木 久美子	
11	小城市男女共同参画ネットワーク	こが はるみ 古賀 晴美	
12	小城市在住女性の活躍者 ま・まんदैい 会長	えんじょうじ まりこ 圓城寺 真理子	
13	小城市女性人材バンク	なかお のりこ 中尾 祝子	
14	公募委員	ふじい よしえ 藤井 良重	
事務局	総務部 企画政策課		

5. 第3次小城市男女共同参画プラン 策定経過

期 日	内 容
令和2年12月17日	令和2年度 第2回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年2月1日 ~2月15日	男女共同参画に関する中生意識調査実施
令和3年2月2日 ~2月22日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和3年7月29日	令和3年度 第1回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年9月27日	令和3年度 第2回小城市男女共同参画審議会(諮問)開催
令和3年11月8日	令和3年度 第3回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年11月22日	令和3年度 第4回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年12月15日	令和3年度 第5回小城市男女共同参画審議会開催
令和3年12月23日	小城市男女共同参画審議会(答申)
令和4年1月 日 ~2月 日	パブリックコメント

6. 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1945 (S20)	国際連合誕生		
1946 (S21)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立 日本国憲法公布	
1953 (S28)			婦人問題対策審議会設置
1967 (S42)	婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等・開発・平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題担当室業務開始 「育児休業法」成立	唐津市に「働く婦人の家」設置
1976 (S51)	「国連婦人の十年始まる」(1985年まで)	「民法等の一部を改正する法律」(離婚後復氏制度)の施行	
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)開館	長期総合計画に婦人に関する施策の方針を盛り込む
1978 (S53)			婦人の地位を高める県民大会開催
1979 (S54)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		有明町に「農村婦人の家」設立 国連婦人の十年推進県民大会開催
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする改正員法成立	伊万里市に「農村婦人の家」設置 県福祉生活部に青少年婦人課設置 国連婦人の十年推進県民会議開催
1981 (S56)		「国内行動計画後期重点目標」発表	牛津町に「農村婦人の家」設置
1982 (S57)			内職相談センターが婦人就業支援センターとなる 80年代佐賀県総合計画に婦人に関する施策の推進を盛り込む
1983 (S58)			上峰町に「農村婦人の家」設置
1984 (S59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議(ナイロビ)のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	婦人の生活実態と意識に関する調査を実施 広報誌「さかの女性」発刊
1985 (S60)	「国連女性の十年」最終年 ナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権の確立 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題対策の推進方策」策定 中原町に「働く婦人の家」設置 国連婦人の十年最終年記念県大会開催 婦人海外派遣「婦人の翼」開始

付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大、任務も拡充) 婦人問題企画推進有識者会議開催	県婦人団体連絡協議会設置 鹿島市に「農村婦人の家」設置
1987 (S62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1988 (S63)			青少年婦人課に婦人係設置 佐賀県長期構想に男女共同参画の社会づくりを盛り込む
1989 (H1)			西有田町に「働く婦人の家」設置 「女性の生活と意識に関する実態調査」を実施
1990 (H2)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定	「さが女性プラン 21」策定 婦人問題対策審議会が女性問題審議会となる
1991 (H3)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定	「男女共同参加の社会をつくるための県民意識調査」を実施
1992 (H4)	環境と開発に関する国連会議(環境サミット/リオデジャネイロ) 「アジェンダ 21」採択	「育児休業等に関する法律」施行 「育児休業等に関するガイドライン」策定	児童青少年課に女性企画室を設置
1993 (H5)	国連世界人権会議(ウィーン) 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	第 4 回世界女性会議日本国内委員会設置 「短時間労働者の雇用管理の会以前等に関する法律」施行	佐賀県女性行政推進会議設置 「ふれ愛の翼」派遣開始 佐賀県新総合計画策定
1994 (H6)	「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)	男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
1995 (H7)	第 4 回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	佐賀県立女性センター(アバンセ)オープン 女性問題審議会に「さが女性プラン 21」改定について諮問
1996 (H8)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「さが女性プラン 21(改訂版)」策定 県民生活課に女性企画室を設置
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布 女性国会開催(参議院 50 周年記念)	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施 日韓海峡沿岸地域振興団体(女性団体)交流支援事業開始(~平成 12 年)
1998 (H10)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」を答申	
1999 (H11)	エスカップハイレベル政府間会議(バンコク)	改正育児・介護休業法施行 改正	女性企画室が男女共同参画室となる

付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
		男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行 「女性の参画促進を規定」 男女共同参画審議会から「情勢に対する暴力のない社会を目指して」答申	女性問題審議会が男女共同参画推進審議会となる 女性行政推進会議が男女共同参画推進会議となる
2000 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催	「ストーカー規制法」成立 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部「男女共同参画週間について」決定	男女共同参画推進審議会に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」について諮問
2001 (H13)		内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用等の促進」「女性に対する暴力をなくす運動」決定 第 1 回男女共同参画週間閣議決定 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画室から男女共同参画課となる 「佐賀県男女共同参画推進条例」施行
2002 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「佐賀県男女共同参画推進員」を設置 佐賀県立女性センターを「配偶者暴力防止支援センター」に位置づける 「佐賀アジア女性フォーラム」開催
2003 (H15)	国連女性差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4、5 回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化対策基本法」公布	
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「佐賀県 DV 総合対策会議」及び「佐賀県 DV 総合対策センター」を設置 「佐賀アジア女性フォーラム 2004」開催 「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」を実施
2005 (H17)	第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」を改定	「佐賀県男女共同参画推進連携会議」を創設
2006 (H18)			「佐賀県男女共同参画基本計画」を改定 「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を策定
2007 (H19)		「男女雇用機会均等法」施行	「2007 男女共同参画フォーラム in さが」開催 「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」を策定
2008 (H20)	女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改	



付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
		正、施行	
2009 (H21)	女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	「育児介護休業法」改正	「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を改定 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施 「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称変更
2010 (H22)	第 54 回国連婦人の地位委員会を開催(ニューヨーク) UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)の発足が決定 日本で初めて APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN)会合を開催	「改正育児・介護休業法」原則施行 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の結果を公表
2011 (H23)	「APEC 女性と経済サミット」を開催(サンフランシスコ)	配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤル-性暴力・DV 相談電話-」開設	「第 3 次佐賀県男女共同参画(2011-2015)基本計画」を策定
2012 (H24)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(サンクトペテルブルク)	「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画(働く「なでしこ」大作戦)決定	性暴力被害者支援モデル事業を開始
2013 (H25)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(パリ)	「なでしこ銘柄」の選定 日本復興戦略で「女性の活躍」を推進 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画(2013-2016)」を策定
2014 (H26)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(北京)	「女性の活躍「見える化」」サイトを開設 すべての女性が輝く社会づくり本部設置	「女性の活躍推進佐賀県会議」を設置 「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」を策定 「輝く女性応援会議 in 佐賀」を開催 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」を実施
2015 (H27)	第 59 回国連婦人の地位委員会を開催(ニューヨーク) 国連防災世界会議(仙台市) 「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	「女性の活躍推進佐賀県会議」と共催で「女性の活躍推進フォーラム」開催 「佐賀県イクメン講座キックオフフォーラム」開催
2016 (H28)			「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」策定(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)
2017 (H29)	「APEC 女性と経済フォーラム」を開催(ベトナム)		
2018 (H30)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布、施行	

## 付属資料

年	世界の動き	日本の動き	佐賀県の動き
2019 (H31・R1)		「働き方改革関連法」一部施行	「佐賀県 DV 防止・被害者支援基本計画」(第4次計画)策定
2020 (R2)		男女雇用機会均等法改正 「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021 (R3)			「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」策定(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)

出典:第5次佐賀県男女共同参画基本計画

7. 用語解説

(あ行)		ページ
アジェンダ	実施すべき計画。行動計画。特に、国際的な取り組みについての行動計画。	
アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)	人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかないうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。	
育児・介護休業法	【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律】 育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。労働者が育児休業、介護休業や子の介護休暇等の申出をしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他の不利益な取り扱いも禁止されている。	
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になって、アルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。 「労働力率」…15歳以上の人口に占める労働力人口(15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者(就業していないが、就職活動をしている失業者)の合計)の割合。	
LGBTs	性的少数者を指す言葉。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)の頭文字をとった総称について、それ以外の性的少数者を示す複数形で表記したもの。	
(か行)		
家族経営協定	家族農業経営内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。(平成27年3月末現在 佐賀県内家族経営協定締結数 1,361戸)	
家族的責任	家事・育児・介護を分担する責任は、男女平等に分担すべきであり、その家族的責任を担うことによって職業上差別されることがあってはならないということが国際的に認められた考え。	
キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を子どもに身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	
協働	それぞれの主体が、自らの責任と役割を認識し、協力しながら物事を進めること。	

付属資料

国勢調査	調査時に日本に居住するすべての人を対象に、人口、世帯に関し、男女、年齢、国籍、就業状態、仕事の種類などを調べる国の最も基本的、かつ規模の大きな調査。	
子育てサポーター	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)において、子育ての援助を行う人(協力会員)。	
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。	
(さ行)		
CSO	Civil Society Organizations(市民社会組織)の略。志縁団体(ボランティア団体・市民活動団体・まちづくり団体・NPO 法人等)と地縁団体(自治会・婦人会・老人クラブ・PTA 等)の総称。	
審議会等	法律に基づき市が設置する付属機関や委員会等。(学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等に基づき市が設置したものも含む。)	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。	
ジェンダー平等 ※SDGs第5の目標	だれもが、自分の性別(ジェンダー)にとらわれることなく、個々人の対等性と多様性を尊重されながら生活できる社会を目指すこと。 SDGs: 2015年に国連で採択された持続可能な開発のための世界目標	
次世代育成支援対策推進法	次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備する対策に関する基本理念や関係者の責務等について定めた法律。	
児童扶養手当	所得の低いひとり親家庭等を対象に支給される手当のこと。	
女性活躍推進法	【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】 女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。	

## 付属資料

女性のエンパワーメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況をかえていく力をもつこと。	
女性の活躍推進計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく都道府県推進計画等のこと。 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとされている。	
女性人材バンク	市内に居住、又は在勤する満20歳以上で、市の審議会等の委員として活動する意欲がある女性を申請により登録し、市が設置する審議会等、市の政策方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指すための制度。	
性的マイノリティ	「同性愛者」「両性愛者」や、からだの性とこころの性が一致しない「性同一性障がい者」など、性的指向(どの性を性愛の対象とするのか)や性自認(自分の性をどう認識するか)において多数派とは異なる面を持つ人々を総称した言葉。	
性暴力	社会的に形成される男女の性差(ジェンダー)に基づくあらゆる暴力行為。おもに女性に対して損害や苦痛を与え、人間としての尊厳を侵害する力の行使のこと。	
セクシュアル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にさらされる場所へのわいせつな写真の掲示などの性的いやがらせのこと。職場内のみならず、施設における職員とその利用者の間、団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりうる。 略して「セクハラ」と言われている。	
セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)	身体的性・性自認・性的指向・性表現の在り方が多数派と異なる人のこと。	
<b>(た行)</b>		
待機児童	平成28年4月26日付雇児保発0426第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長名文書で定義されている保育所等利用待機児童のこと。特定の保育所等を希望し、待機となっている者等は含まれない。	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。	

付属資料

男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。 男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指している。	
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。	
デートDV	婚姻関係にない交際相手からの暴力のこと。	
特定事業主行動計画	(次世代育成支援対策推進法) 「次世代育成支援対策推進法」第19条において、国の各省府や地方公共団体等に義務付けられた職員の仕事と子育ての両立を図るために必要な環境整備等を進めることを目的とする計画(女性活躍推進法) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に基づき、国の各府省や地方公共団体等が策定する女性活躍の推進に向けた取り組みに関する行動計画。	
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。	
<b>(な行)</b>		
認定こども園	幼稚園・保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育、教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、都道府県知事が認可する。	
認定農業者	農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について市町村等の認定を受けた農業者のこと。	
二次被害	ここで言う二次被害とは、相談機関での被害者に対する不適切な対応によって被害者が傷つくこと。	
<b>(は行)</b>		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	【配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律】 配偶者からの暴力に係る通報・相談等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。国・地方公共団体には配偶者からの暴力と被害者の保護が責務として明示されている。	

## 付属資料

配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく都道府県推進計画等のこと。 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。	
ハラスメント	いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』のこと。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをさす。 たとえば、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど。	
ハラスメント規制法	2020年6月(中小企業は2022年4月から適応)に施行された改正法の総称。パワハラ防止対策関連法、パワハラ防止法。労働環境のハラスメント防止対応と対策を義務付けている。	
パパ・ママ教室	男性の妊婦体験や、育児に関する話など男性に育児してもらうきっかけをつくる教室のこと。	
パートナーシップ	それぞれの主体が自己を確立し、相互の認識と理解の上になつて、共通の目的をもち、「対等性」、「公開性」が確保されていること。	
父子手帳	男性の育児参加を促すことを主な目的として自治体が自主的に発行・配布をしているもの。	
<b>(ま行)</b>		
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされること等をさす。	
面前DV	近年の増加率が高い児童虐待(心的虐待)のひとつ。家の中など子どもの前で、配偶者等に対する暴力や暴言などの行為のこと。	
<b>(ら行)</b>		
ライフイベント	人生での出来事。 たとえば、結婚、妊娠、出産、育児、自分や家族の傷病、介護、受験、進学、卒業、就職、昇進、転職、退職、失業、離婚、家族の死、事件・事故・災害、子どもの自立など。	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。	
<b>(わ行)</b>		
ワーク・ライフ・バランス	仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。	

# 第3次小城市男女共同参画プラン さくらプラン

令和4年3月

発行 小城市 総務部 企画政策課  
〒845-8511  
佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2  
TEL : 0952-37-6115  
FAX : 0952-37-6163  
E-mail : kikaku@city.ogi.lg.jp